

2-4 整備基準の解説

.....
I. 建築物

1.1 基本的な考え方

直接地上に通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口、建築物の各室の出入口で、各々1つ以上の出入口は、障害者や高齢者を含むすべての人々が安全に利用できるように配慮する。原則、出入口は平坦とする。

1.2 整備箇所

- (1) 直接地上へ通ずる出入口(1以上)
- (2) 駐車場へ通ずる出入口(1以上)
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口(1以上)

1.3 整備内容

出入口のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。

(1)直接地上へ通ずる出入口

1)幅員

表 1-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 幅員(内法) $\geq 80\text{ cm}$
●基準に適合する整備内容	① P30 図 1-1、P32 図 1-2、P118 第3章 図 1-1 参照
○望ましい整備内容	① 多数の者が利用する出入口の幅(内法) $\geq 90\text{ cm}$ (1以上は、幅(内法) $\geq 120\text{ cm}$) ② P118 第3章 図 1-1 参照 ③ P158 第3章 図 1-3 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 多数の者が利用する出入口の幅 $\geq 90\text{ cm}$ ② 直接地上へ通ずる出入口の幅 $\geq 120\text{ cm}$ (1以上) 【誘導基準省令2条】

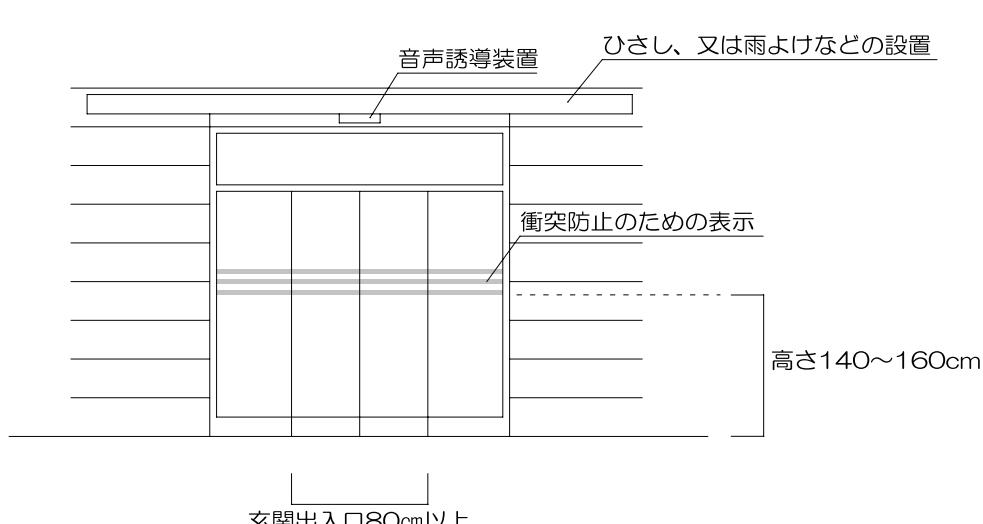


図 1-1 外部出入口の整備

1. 出入口

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (1項 出入口)

建築物

2)戸の仕様

表 1-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
●基準に適合する整備内容	① 車いす使用者や視覚障害者等が通過しにくい回転扉等は使用しないこと。 ② 車いす使用者が戸の開閉や進入を行うために必要なスペースを設けること。 ③ 引き戸は、開閉が円滑にできるものとすること。 ④ ドアハンドルは、使いよい形状のものとすること。(P118 第3章 図1-2参照) ⑤ ドアハンドルは、床面から85cm程度の高さに設けること。
◎望ましい整備内容	① 玄関扉は、自動式引き戸とし、ドアの開閉速度は車いす利用者の通行を配慮する。(P119 第3章 図1-4参照) ② 室の出入口でも、自動式引き戸が最も望ましい。次に引き戸、内開き戸の順とする。(P32 図1-2参照) ③ 玄関扉は、雨天時の車いす使用者などに配慮して、ひさし、雨よけ等を設置する。(P118 第3章 図1-1参照) ④ 室の戸は、上吊り戸とする。 ⑤ 室の戸は、危害防止のため、戸の反対側の動きがわかるように、ガラス窓を設ける。(P32 図1-2、P118 第3章 図1-3参照) ⑥ ガラス戸を使用する場合、視認性のあるラインなどのマークを施す。(P30 図1-1参照) ⑦ ガラス戸を使用する場合、自動式引き戸を除き、床面30cm以下の部分にはガラスを使用しない。 ⑧ 室の戸には床上15~35cm程度まで、「キックプレート」を取り付ける。(P118 第3章 図1-3参照) ⑨ ドアの前後には、必要に応じて注意喚起用床材(※1)を敷設し、又は、色やデザインなど床材の材質と変化させる。 ⑩ ドアハンドルの近くに(例えばドアハンドルの側の壁面など)、床より高さ140cm程度の位置に室名などを点字で表示する。 ⑪ 視覚障害者に対応したインターホンを設置する。 ⑫ 視覚障害者の利用を考えて出入口の表示を音声で行う。(音声による誘導チャイムの設置等)
○バリアフリー新法(誘導基準)	※1 床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、『点状』の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。 ① 多数の者が利用する出入口に戸を設ける場合、1以上は、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ② 直接地上へ通ずる出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 【誘導基準省令2条】

1. 出入口

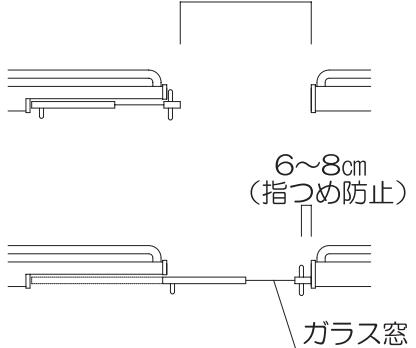
施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (1項 出入口)

建築物

引き戸

開戸

有効幅80cm以上



有効幅80cm以上

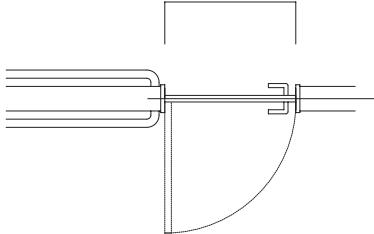


図 1-2 各部屋の出入口の形式

3)段差

表 1-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① 通行する際に支障となる段差(※1)を設けないこと。(P32 図1-3参照)</p> <p>※1 高低差が1~2cm程度で丸みを持つ段、又はすりつけを行った段以外の段差をいう。</p>
●基準に適合する整備内容	<p>① 玄関マットを使用する場合は、埋込式とすること。</p> <p>② 玄関マットは、車いす等の通行に支障のあるものは使用しないこと。</p> <p>③ 段差のある敷居や溝は設けないこと。</p>
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

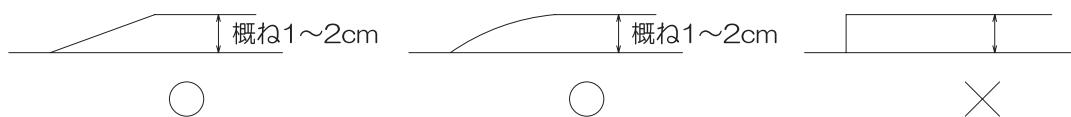


図 1-3 丸みを持つ段、又はすりつけを行った段

(2)駐車場へ通ずる出入口

駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上は、(1)の1)から3)に定める構造とすること。

(3)不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口

不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ1以上は、(1)の1)から3)に定める構造とすること。

2.1 基本的な考え方

障害者、高齢者等すべての人々が安全に通行できるように、車いすや松葉杖使用者の利用に支障のない幅を確保する。高低差が生じる場合は、傾斜路等により段差を解消する。また、主要な出入口から受付等までのホールや廊下等(廊下及び室内の通路その他これに類するもの)には、視覚障害者等に配慮した案内や誘導等を適切に行う。

2.2 整備箇所

- (1) 床仕上げ
- (2) 段差を設ける場合
- (3) 直接地上へ通ずる各出入口又は駐車場へ通ずる各出入口から、不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口までの廊下等、及び不特定かつ多数の者が利用する各室の各出入口から便所の各出入口までの廊下等(「4.エレベーター」に定める昇降機を設置する場合は、昇降路までの廊下等を含む)(それぞれ1以上)
- (4) 直接地上へ通ずる各出入口から案内板等までの廊下等(1以上)
- (5) 廊下等に設置される傾斜路及びその踊り場

2.3 整備内容

(1)床仕上げ

表 2-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 表面は、粗面(ざらざらした面、粗い面)とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① 曲がり角や柱型は、危害防止のため、隅切り、面取り等をする。 (P120 第3章 図2-1参照) ② 消火栓、配電盤等は、壁面から突き出さないようにする。 ③ 床上15~35 cm程度まで、「キックプレート」を取り付ける。 (P120 第3章 図2-2参照)
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 【誘導基準省令3条】

(2)段差を設ける場合

段差を設ける場合は、当該段差は、「3.階段」に定める構造とすること。

2. 廊下等

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (2項 廊下等)

建築物

(3)各出入口までの廊下等

直接地上へ通ずる各出入口又は駐車場へ通ずる各出入口から、不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口までの廊下等、及び不特定かつ多数の者が利用する各室の各出入口から便所の各出入口までの廊下等(「4.エレベーター」に定める昇降機を設置する場合は、昇降路までの廊下等を含む)のうち、それぞれ1以上は、廊下等を次に定める構造とすること。

1)幅員

表 2-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 幅員(内法) $\geq 120\text{cm}$ (室内の通路については、通路の区間が5m以下のとき $\geq 90\text{cm}$)
●基準に適合する整備内容	① スロープの床面は、ノンスリップ材を使用すること。 ② P34 図2-1参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 幅員(内法) $\geq 180\text{cm}$ ② 50m以内ごとに、車いすのすれ違いに支障がない場所(アルコーブ等)を設ける場合は $\geq 140\text{cm}$ (手すりを除く) 【誘導基準省令3条】

2)車いすの転回

表 2-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障ないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分(※1)を設ける。但し、共同住宅等の共用部分は除く。 ※1 車いす使用者が、目的の室の前を通り過ぎた場合、廊下等で方向転換するためのスペース
●基準に適合する整備内容	① P34 図2-1参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

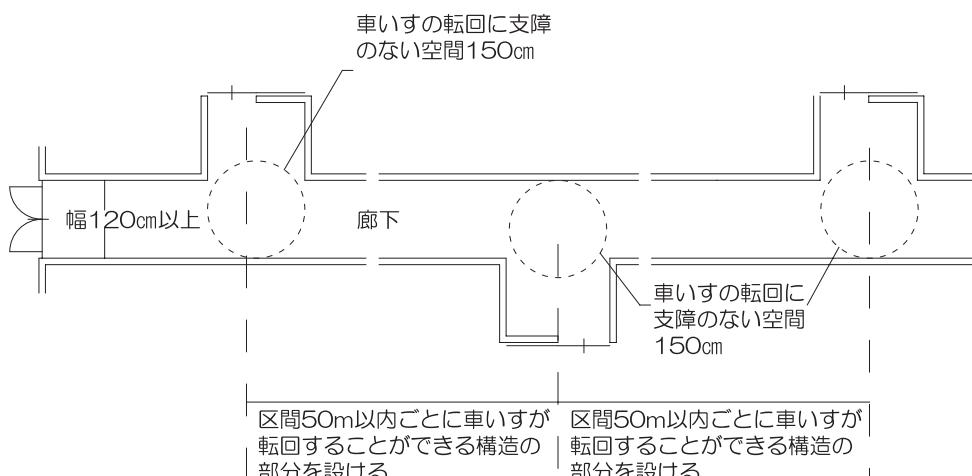


図 2-1 廊下幅と車いすの転回空間

2. 廊下等

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (2項 廊下等)

建築物

3)高低差

表 2-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① 高低差がある場合、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場、又は昇降機(※1)若しくは車いす使用者用特殊構造昇降機(※2)を設けること。</p> <p>※1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号に定める昇降機(車いすの利用が可能なものに限る。)</p> <p>※2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号若しくは第2号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いすを使用する者の利用に供するもの。</p>
●基準に適合する整備内容	① (5)に準ずる。
◎望ましい整備内容	① (5)に準ずる。
○バリアフリー新法(誘導基準)	① (5)に準ずる。

4)出入口

表 2-5

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 「1.出入口」に定める構造の出入口、「4.エレベーター」に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の出入口に接する部分は、水平とすること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

5)戸の仕様

表 2-6

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造、他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができ、かつ、その前後に高低差がない構造とする。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① 自動式引き戸が最も望ましい。次に引き戸、内開き戸の順とする。
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造、他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 【誘導基準省令3条】

2. 廊下等

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (2項 廊下等)

建築物

(4)案内板等までの廊下等

1)誘導用床材及び注意喚起用床材

表 2-7

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① 建築物(共同住宅等の共用部分を除く)の直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から、案内板等(※1)までの廊下等には、誘導用床材(※2)及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設すること。又は、音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置を行う。ただし、直接地上へ通ずる出入口において、常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合、その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>※1 人又は「15.案内板等」の(1)に定める案内板等により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所。 (例)職員等呼出し用インターホンの設置、点字の平面図、触地図等による案内板</p> <p>※2 床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、『線状』の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの。</p>
●基準に適合する整備内容	<p>① 形状は点や線の高さ、形等がJIS規格化されたものを使用すること。(P155 第3章 図1-6参照)</p> <p>② 材質は、十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを使用すること。</p>
◎望ましい整備内容	<p>① 色は黄色とする。</p> <p>② 視覚障害者の利用を考えて照度を確保する。(廊下の幅90cm以上の場合、足元が暗くなることが予想されるので、明るさを確保し、廊下などの照明は弱視者に配慮したものにする。)</p> <p>③ P152 第3章「誘導用・注意喚起用床材」参照</p>
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

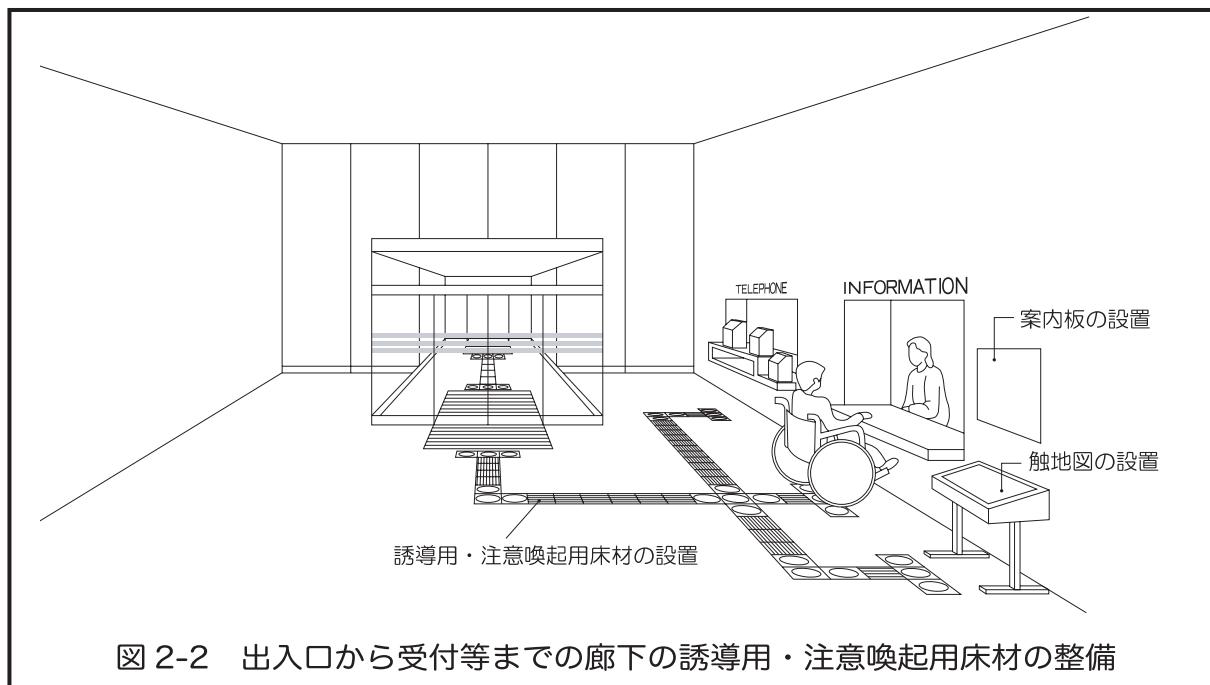


図 2-2 出入口から受付等までの廊下の誘導用・注意喚起用床材の整備

2. 廊下等

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (2項 廊下等)

建築物

(5)傾斜路及びその踊り場

廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。

1)幅員

表 2-8

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 傾斜路及びその踊り場の幅員(内法) $\geq 120\text{ cm}$ (段差を併設する場合 $\geq 90\text{ cm}$)
●基準に適合する整備内容	① P38 図2-3、図2-4参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 傾斜路の幅員(内法) $\geq 150\text{ cm}$ (段差を併設する場合 $\geq 120\text{ cm}$) 【誘導基準省令6条】

2)こう配

表 2-9

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 傾斜路のこう配 $\leq 12\text{分の}1$ (傾斜路の高低差が 16 cm 以下の場合は $\leq 8\text{分の}1$)
●基準に適合する整備内容	① 回り傾斜路は設けないこと。(P38 図2-3参照) ② P38 図2-3、図2-4参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	① こう配は、12分の1を超えないこと。 【誘導基準省令6条】

3)高低差

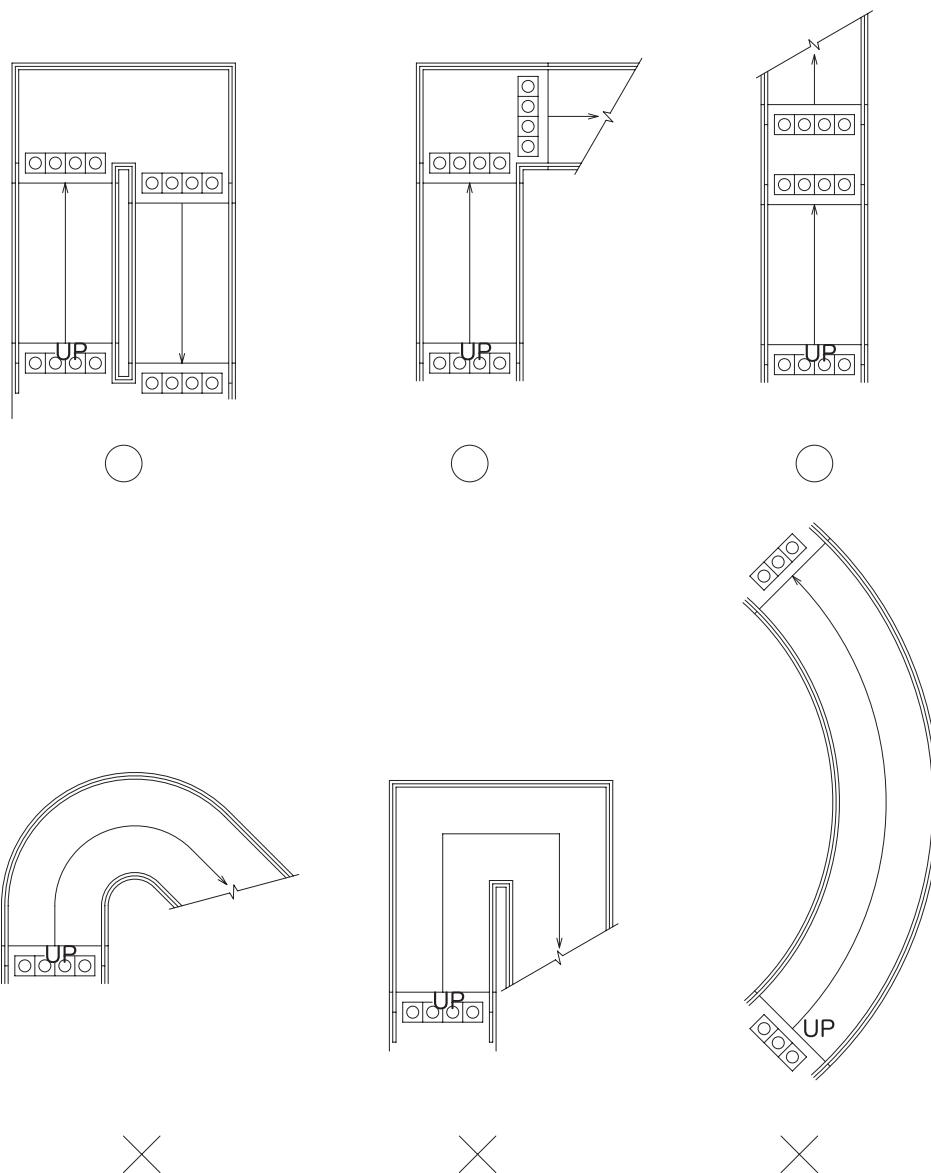
表 2-10

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 高低差が 75 cm を超える場合は、高低差 75 cm 以内ごとに踏み幅 150 cm 以上の踊り場を設けること。
●基準に適合する整備内容	① P38 図2-4参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 高さが 75 cm を超えるものにあっては、高さ 75 cm 以内ごとに踏み幅が 150 cm 以上の踊り場を設けること。 【誘導基準省令6条】

2. 廊下等

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (2項 廊下等)

建築物



※外側と内側でこう配が異なるため回り傾斜路は設けない

図 2-3 傾斜路の形状

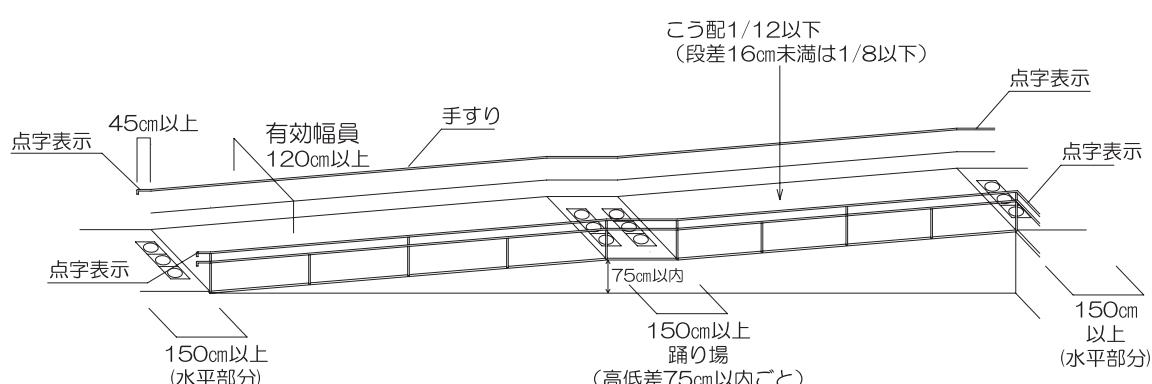


図 2-4 傾斜路のこう配と高低差

2. 廊下等

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (2項 廊下等)

建築物

4)手すり

表 2-11

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	①両側に手すりを設けること。(段差を併設する場合は、片側。)
●基準に適合する整備内容	①手すりの端部は、壁面又は下方にまきこむこと。(P121 第3章 図2-6参照) ②傾斜路の側面が壁面に接しない場合は、5cm以上の立ち上がりを設けること(※1)。(P39 図2-5参照) ※1 車いすの車輪、松葉杖による危険予知のため。
◎望ましい整備内容	①手すりの直径は、つかみやすい太さとする。 ②P120 図2-3、P121 図2-4、図2-5、P122 図2-7(全て第3章)参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	①高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。 【誘導基準省令6条】

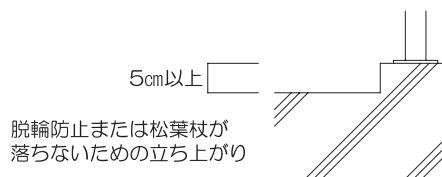


図 2-5 手すり縁部の立ち上がり

5)床仕上げ

表 2-12

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	①表面は、粗面(ざらざらした面、粗い面)とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 【誘導基準省令6条】

6)色彩

表 2-13

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	①傾斜路の色は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差が大きなものとし、これらと識別しやすい(※1)ものとする。 ※1 高齢者や視覚障害者などの弱視者への配慮のため。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	①傾斜路の色は、その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとすること。 【誘導基準省令6条】

2. 廊下等

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (2項 廊下等)

建築物

7) 起点・終点

表 2-14

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 傾斜路は、奥行き150cm以上の水平部分と接すること。
●基準に適合する整備内容	① P38 図2-4参照
◎望ましい整備内容	① 傾斜路の起点や終点の手すりの端部には、現在位置を点字で表示する。(P38 図2-4、P122 第3章 図2-7参照)
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

8) 注意喚起用床材

表 2-15

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設する。(共同住宅等の共用部分を除く。また、こう配が20分の1を超えない傾斜路がある部分に近接する廊下等及び踊り場にあっては、この限りでない。)(P40 図2-6 参照)
●基準に適合する整備内容	① 形状は点や線の高さ、形等がJIS規格化されたものを使用すること。(P155 第3章 図1-6参照) ② 材質は、十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを使用すること。
◎望ましい整備内容	① 色は黄色とする。 ② P152 第3章「誘導用・注意喚起用床材」参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設すること。(こう配が20分の1を超えない傾斜路、高さが16cmを超え、かつこう配が12分の1を超えない傾斜路に近接する廊下等にあってはこの限りでない。) 【誘導基準省令3条】【告示第1489号】

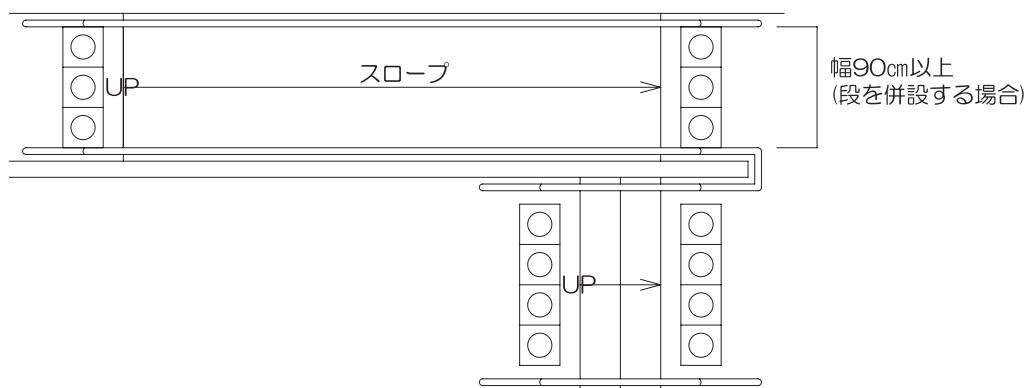


図 2-6 傾斜路の注意喚起用床材

3.1 基本的な考え方

高齢者やつえ使用者等さまざまな人が安全に利用できるように、滑りにくく、かつ、つまずきにくい形状とし、回り段は設けない。また、連続して手すりを設けるなどの配慮を施す。特に、転落など事故の危険性が高いことから、視覚障害者のために注意喚起用床材を敷設し、段を識別しやすくする。さらに、出入口の2方向、3方向などの階段導線は、視覚障害者には使用しにくいので、設ける場合は注意喚起用床材の敷設等を充分に考慮すること。

3.2 整備箇所

(1) 階段

3.3 整備内容

(1) 階段

不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次の構造(共同住宅等の共用部分及び自動車車庫にあっては、1)~4)の構造)とすること。

1) 手すり

表 3-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	①両側に手すりを設けること。ただし、「4.エレベーター」に定めるエレベーターに隣接する場合は、この限りではない。
●基準に適合する整備内容	① 階段の側面が壁でない場合(手すり子型式)は、基部を5cm以上立ち上げる(※1)こと。(P41 図3-1参照) ※1 松葉杖などが落下しないようするため。
◎望ましい整備内容	① 手すりは踊り場を含め下階から上階まで連続して設ける。(P123 第3章 図3-1参照) ② 手すりの端部、踊り場等の水平部分となる手すりは、45cm以上の水平部分を設け、廊下等の手すりと連続させる。(P123 第3章 図3-1、図3-2参照) ③ 階段の手すりの昇りはじめの部分及び下りはじめの部分等に点字表示等を設ける。(P123 第3章 図3-1、図3-2、P162 第3章「(県内事例)2.階段」参照) ④ 上記の点字表示に代えて、音声案内誘導装置と連動するタッチスイッチを設ける。 ⑤ 手すりの材質は、屋内であれば木製、屋内外・便所・浴室では樹脂などで被覆している手すりとする。 ⑥ 手すりの直径は、つかみやすい太さとする。(P121 第3章 図2-4、図2-5、図2-6参照) ⑦ 手すりへの階数表示は、階数だけリングを付ける等、触ってわかりやすいものにする。
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 踊り場を除き、両側に手すりを設けること。 【誘導基準省令4条】



図 3-1 手すりの基部

3. 階段

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (3項 階段)

建築物

2)回り段の禁止

表 3-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 主たる階段には、回り段を設けないこと。
●基準に適合する整備内容	① 階段は、直階段又は折れ曲がり階段とすること。(P42 図3-2 参照)
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 主たる階段は、回り段でないこと。 【誘導基準省令4条】

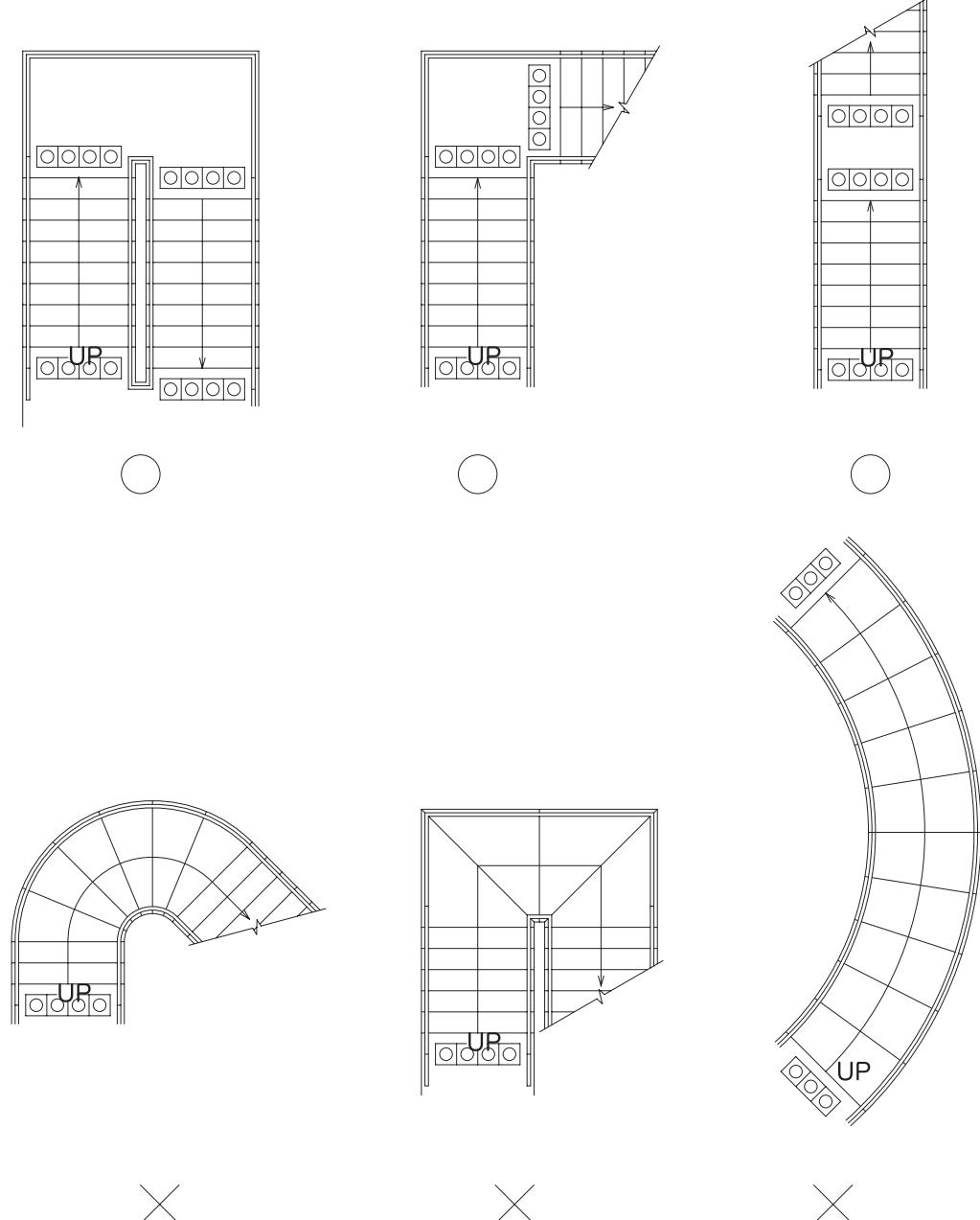


図 3-2 階段の形状

3. 階段

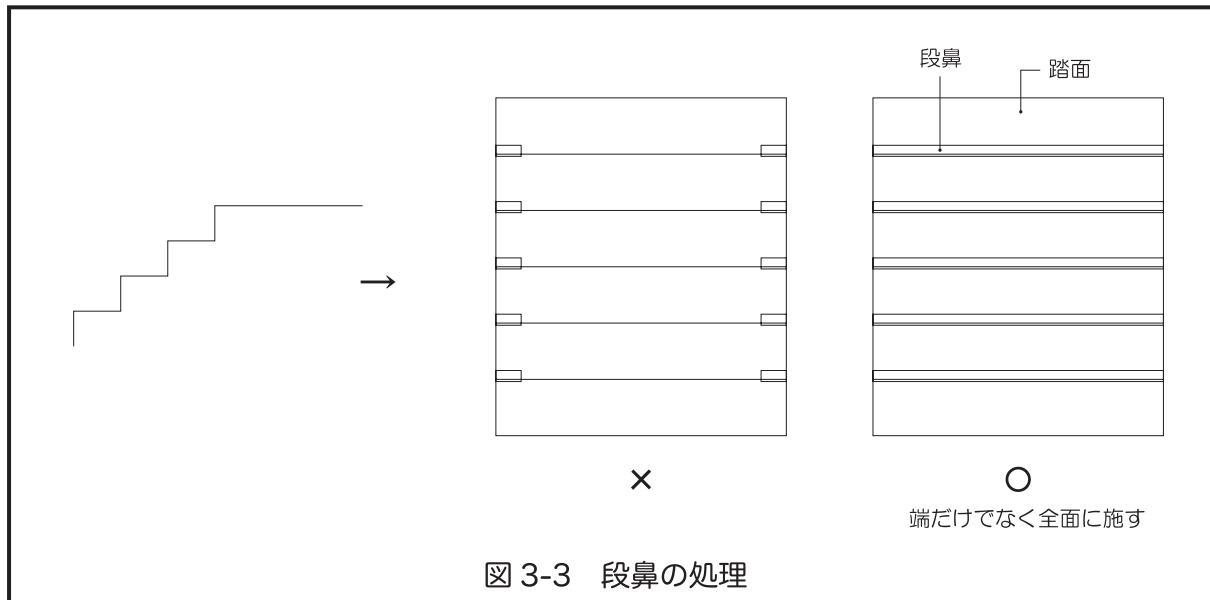
施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (3項 階段)

建築物

3)床仕上げ

表 3-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
●基準に適合する整備内容	① 段鼻には、ノンスリップ等の滑り止めを全面に設けること。 (P43 図3-3、P123 第3章 図3-2参照)
◎望ましい整備内容	① 材質は、杖の滑りにくいものとする。 ② 床面に階数表示を行う場合、コントラストをつけて見やすくする。 ③ P123 第3章 図3-2参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 【誘導基準省令4条】



3. 階段

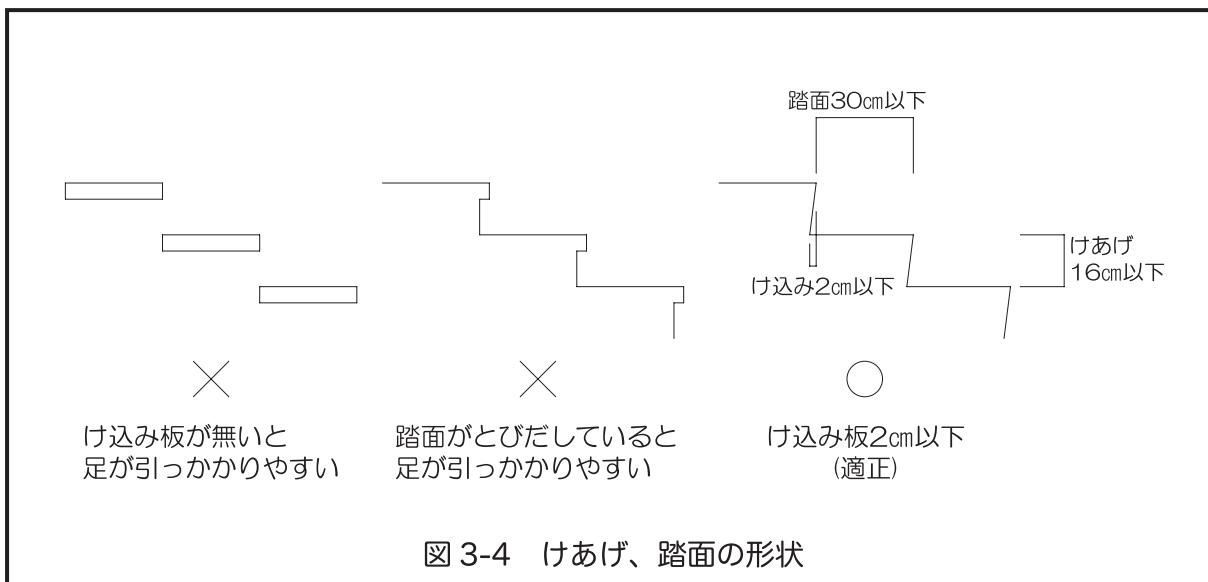
施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (3項 階段)

建築物

4)けあげ踏面

表 3-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいものとする等により、段差を識別しやすい(※1)ものとすること。 ※1 高齢者や視覚障害者などの弱視者への配慮のため。</p> <p>② つまずきにくい構造(※2)とすること。(P44 図3-4参照) ※2 足などがひっかかりやすい構造は避けること。</p>
●基準に適合する整備内容	<p>① 階段の幅(内法)$\geq 120\text{ cm}$</p> <p>② けあげ$\leq 16\text{ cm}$、踏み面$\geq 30\text{ cm}$、け込み$\leq 2\text{ cm}$とすること。 ただし、エレベーターを設ける場合は、 $55\text{ cm} \leq \text{けあげ} \times 2 + \text{踏面} \leq 65\text{ cm}$ とすることができる。(P44 図3-4参照)</p> <p>③ 各階とも、けあげ、踏面の寸法は同一とすること。</p> <p>④ け込み板は必ず設け、け込み板から踏面が著しく突き出さないようにすること。(P44 図3-4参照)</p> <p>⑤ 段鼻には、その周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくする等により、コントラストのある視認性の高いものを、全面に設置すること。(P45 図3-5参照)</p>
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	<p>① 階段の幅(内法)$\geq 140\text{ cm}$(※1)</p> <p>② けあげの寸法$\leq 16\text{ cm}$</p> <p>③ 踏面の寸法$\geq 30\text{ cm}$</p> <p>④ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>⑤ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 【誘導基準省令4条】</p> <p>※1 杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法</p>



5) 注意喚起用床材

表 3-5

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。(共同住宅等の共用部分及び自動車車庫を除く)。(P45 図3-5参照)
●基準に適合する整備内容	① 形状は点や線の高さ、形等がJIS規格化されたものを使用すること。(P155 第3章 図1-6参照) ② 材質は、十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを使用すること。
◎望ましい整備内容	① 色は黄色とする。 ② P123 第3章 図3-2参照 ③ P152 第3章「誘導用・注意喚起用床材」参照 ④ P162 第3章「(県内事例)2.階段」参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 段がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。 【誘導基準省令4条】

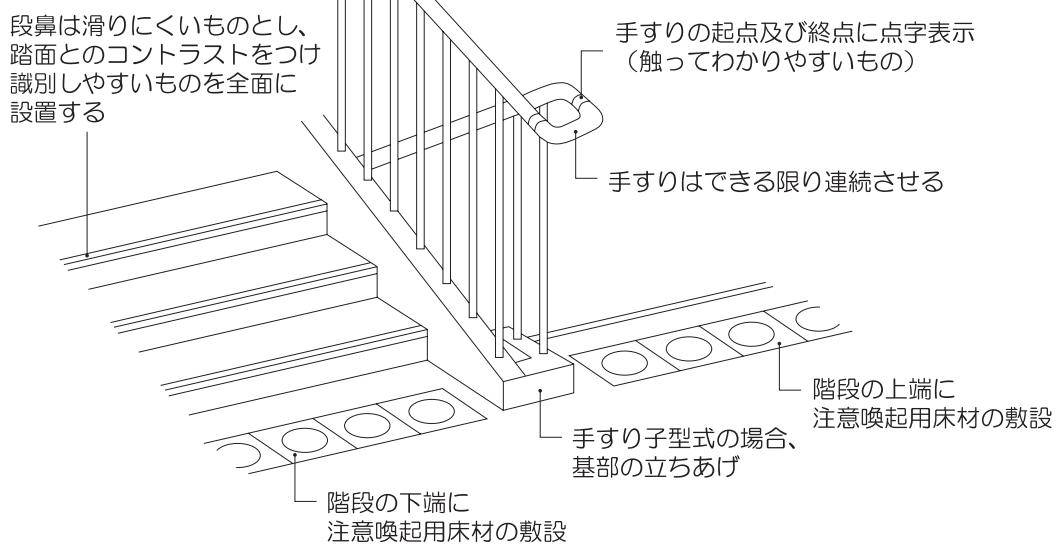


図 3-5 階段の整備

4. エレベーター

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (4項 エレベーター) 建築物

4.1 基本的な考え方

エレベーターは、障害者、高齢者等すべての人にとって、最も便利で安全な垂直移動手段である。

このため、一定規模以上の建築物ではエレベーターを設置し、1以上のエレベーターは、車いす使用者、視覚障害者等に配慮した大きさのかご、構造・設備とする。これら以外の建築物でエレベーターを設置する場合にも、高齢者、障害者等に配慮したものとする。

4.2 整備箇所

(1) エレベーター

4.3 整備内容

(1) エレベーター

不特定かつ多数の者が利用し、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する、用途面積(※1)の合計が $\geq 1,000\text{m}^2$ の建築物には、かごが当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。

※1 公共的施設の用途に供する部分の床面積の合計

1) かご

ア) 幅

表 4-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 用途面積 $1,000\text{m}^2$ 以上の建築物の場合 幅 $\geq 100\text{cm}$ ② 用途面積 $2,000\text{m}^2$ 以上の建築物の場合 幅 $\geq 140\text{cm}$ (P46 図 4-1 参照)
●基準に適合する整備内容	—
○望ましい整備内容	① かごの側面及び背面に、床上 $15\sim 35\text{cm}$ 程度の高さにキックプレートを設置する。(P49 図 4-2 参照)
○バリアフリー新法(誘導基準)	① かごの幅 $\geq 160\text{cm}$ 【誘導基準省令 7 条】

イ) 奥行き

表 4-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① かごの奥行き(内法) $\geq 135\text{cm}$
●基準に適合する整備内容	① P46 図 4-1 参照
○望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	① かごの奥行き $\geq 135\text{cm}$ 【誘導基準省令 7 条】

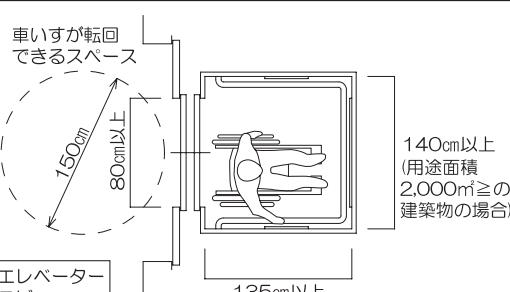


図 4-1 かごの寸法

4. エレベーター

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (4項 エレベーター) **建築物**

ウ)表示装置

表 4-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① かごの内部には、停止する予定の階を表示する装置や現在位置を表示する装置を設けること(※1)。</p> <p>※1 聴覚障害者へ配慮する。</p>
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P125 第3章 表4-1参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	<p>① かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>【誘導基準省令7条】</p>

工)音声装置

表 4-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① かごの内部には、到着する階や、エレベーターのドアの開閉を音声で知らせる装置を設けること(※1)。</p> <p>※1 高齢者や視覚障害者などの弱視者への配慮のため。</p>
●基準に適合する整備内容	① 視覚障害者に配慮し、ドアの開閉や到着階数がわかる音声案内装置を設けること。
◎望ましい整備内容	<p>① エレベーターの進行方向がわかる音声案内装置を設ける。</p> <p>② P126 第3章 表4-2参照</p>
○バリアフリー新法(誘導基準)	<p>① かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>② かご内に、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>【誘導基準省令7条】</p>

オ)ドアの幅

表 4-5

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① エレベータードアの幅(内法)^(※1)≥80 cm^(※2)</p> <p>※1 かご及び昇降路の出入口の幅員(内法)を指す</p> <p>※2 80 cmは、車いすが通過できる寸法</p>
●基準に適合する整備内容	<p>① かごの床と、建物の床との段差やシール間ギャップは、1~2 cmとすること。</p> <p>② 扉は、防災対策上可能な場合、ガラス窓付きとすること。(その窓の高さは、床上100 cm程度とする。) (P49 図4-2参照)</p>
◎望ましい整備内容	① エレベータードアの幅(内法) ^(※1) ≥90 cm
○バリアフリー新法(誘導基準)	<p>① かごの出入口の幅≥90 cm</p> <p>【誘導基準省令7条】</p>

4. エレベーター

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (4項 エレベーター) 建築物

力)制御装置(車いす使用者型)

表 4-6

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① かごの内に、車いす使用者が利用しやすい位置に、制御装置を設けること。
●基準に適合する整備内容	① かご内には、障害者シンボルマークを付した横型専用操作盤を、両側壁面中央部の床上高さ100cm程度の位置に設置すること。 ② 緊急呼び出しボタンやインターホンは、車いす使用者の手の届く位置に設置すること。 ③ 障害者用ボタンが押された場合の扉の開放時間は、10秒程度とすること。
◎望ましい整備内容	① 車いす使用者用の制御装置を付ける場合は「閉まる」ボタンを設ける。 ② 制御装置を車いす使用者が操作できる高さに設置し、兼用してもよい。
○バリアフリー新法(誘導基準)	① かご内には、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 【誘導基準省令7条】

キ)制御装置(視覚障害者型)

表 4-7

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① かごの内に設ける制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。
●基準に適合する整備内容	① かご内の一般操作盤の近い位置に点字で、「階数」「戸閉」「戸開」等の表示をすること。
◎望ましい整備内容	① フラット型の操作ボタンは避ける。 ② P125 第3章 表4-1参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	① かご内に設ける制御装置は、点字その他国土交通大臣が定める方法(浮き彫り、音による案内等)により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 【誘導基準省令7条】【告示第1487号】

ク)手すり

表 4-8

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① かご内には、手すりを設けること(※1)。 ※1 高齢者等へ配慮する。
●基準に適合する整備内容	① 手すりは、かごの両側面及び背面の床上75~85cm程度の高さに設けること。(P49 図4-2参照)
◎望ましい整備内容	① 手すりの直径は、つかみやすい太さとする。
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

4. エレベーター

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (4項 エレベーター) 建築物

ケ)鏡

表 4-9

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① かご内には、エレベーターのドアの開閉状態を確認することができる鏡を設けること(※1)。</p> <p>※1 いろいろな位置や角度の目線からでも、ドアの開閉を支障なく確認できるように配慮して、障害者や高齢者等がエレベーターを円滑に、かつ、安全に利用できるようにする。</p>
●基準に適合する整備内容	① P49 図4-2参照
◎望ましい整備内容	① 入口全体が確認できるような大きな鏡(姿見)とする。
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

コ)光電装置

表 4-10

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① 用途面積$\geq 2,000\text{m}^2$の建築物の場合、かごの出入口に光電装置により利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること(※1)。</p> <p>※1 障害者や高齢者等がエレベーターを円滑に、かつ、安全に利用できるようする。</p>
●基準に適合する整備内容	① P49 図4-2参照
◎望ましい整備内容	① 建築物の用途面積に問わず、上記の装置を設ける。
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

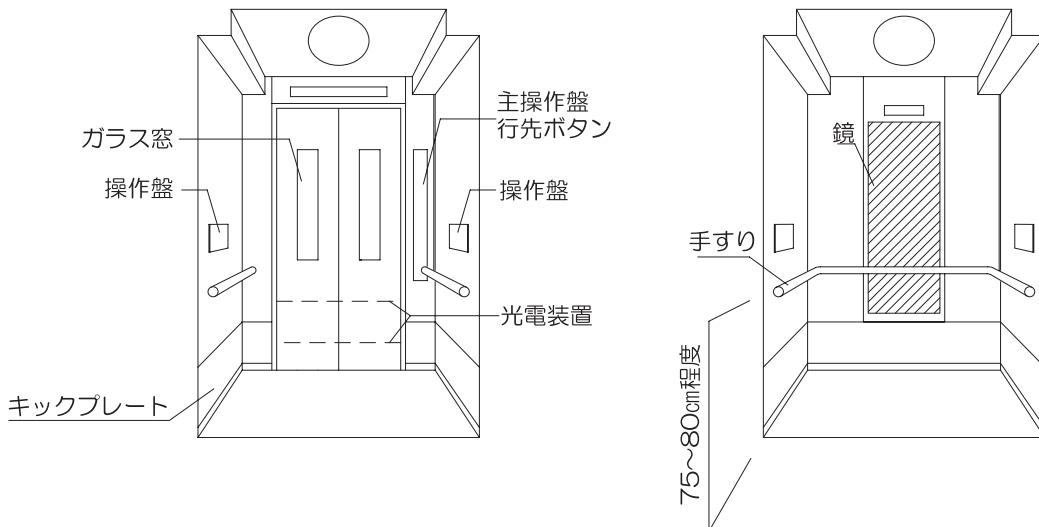


図 4-2 手すり等の設置

4. エレベーター

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (4項 エレベーター) 建築物

2) 乗降口ビー

ア) 制御装置(車いす使用者型)

表 4-11

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 車いす使用者が利用しやすい位置に、制御装置を設けること。
●基準に適合する整備内容	① 障害者シンボルマークを付した乗り場ボタンを床上高さ90~100cm程度の位置に設置すること。(P124 第3章 図4-1 参照) ② 障害者用ボタンが押された場合の扉の開放時間は、10秒程度とすること。
◎望ましい整備内容	① 制御装置を車いす使用者が操作できる高さに設置し、兼用してもよい。
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 【誘導基準省令7条】

イ) 制御装置(視覚障害者型)

表 4-12

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。
●基準に適合する整備内容	① 乗り場ボタンの横に点字で、昇降ボタンや該当階数等の表示をすること。
◎望ましい整備内容	① フラット型の操作ボタンは避ける。
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 乗降口ビーに設ける制御装置は、点字その他国土交通大臣が定める方法(浮き彫り、音による案内等)により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 【誘導基準省令7条】【告示第1487号】

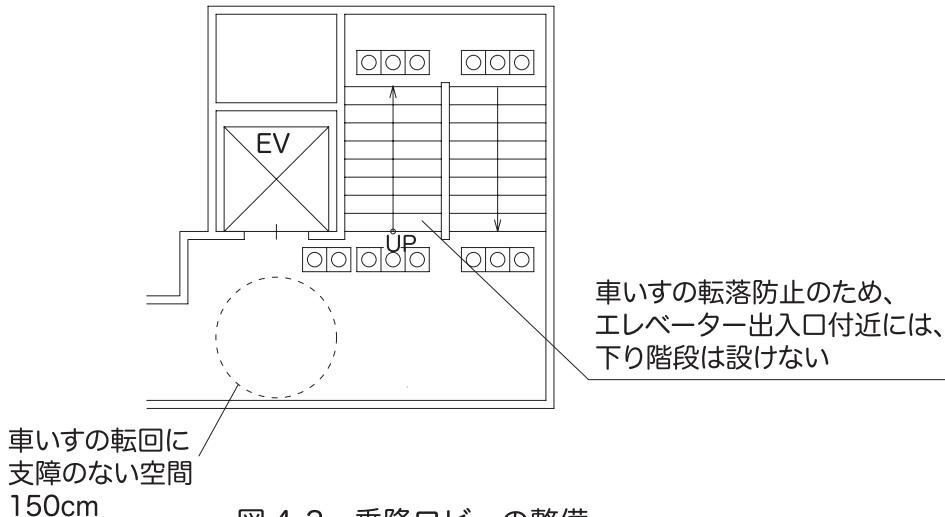
ウ) 幅及び奥行き

表 4-13

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 乗降口ビーの幅(内法) $\geq 150\text{ cm}$ (※1)、乗降口ビーの奥行き(内法) $\geq 150\text{ cm}$ ※1 150cmは、車いすが転回できる寸法
●基準に適合する整備内容	① P46 図4-1、P51 図4-3参照
◎望ましい整備内容	① 車いすの転落防止のため、乗降口ビーは、下り段差のある部分から1m程度は離れた計画とする。(P51 図4-3参照)
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 乗降口ビーの幅 $\geq 180\text{ cm}$ 、乗降口ビーの奥行き $\geq 180\text{ cm}$ 【誘導基準省令7条】

4. エレベーター

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (4項 エレベーター) 建築物



工)音声装置

表 4-14

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① 乗降口ビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること(※1)。(かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いたときに、かごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りではない。)</p> <p>※1 視覚障害者へ配慮する。</p>
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	<p>① 乗降口ビーのエレベーターの乗口には、注意喚起用床材を乗り場ボタン側に寄せて敷設する。(P124 第3章 図4-1参照)</p> <p>② エレベーターの前に、視覚障害者用誘導チャイムを設ける。</p> <p>③ 乗降口ビーには、触地図を設ける(※1)。</p> <p>※1 視覚障害者にエレベーターの位置を知らせるための配慮。</p>
○バリアフリー新法(誘導基準)	<p>① 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>【誘導基準省令7条】</p>

オ)表示装置

表 4-15

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① 乗降口ビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること(※1)。</p> <p>※1 聴覚障害者へ配慮する。</p>
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P124 第3章 図4-1、P125 第3章 表4-1参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	<p>① 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>【誘導基準省令7条】</p>

5.1 基本的な考え方

障害者、高齢者等が外出したり、建築物を利用したりする際に利用しやすい便所があることは大変重要である。このため、便所を設ける場合、1以上は車いす使用者等が円滑に利用することができるスペースや設備を備えた多機能便房を設け、これ以外の便所についても、腰掛け便座等を備える等、障害者、高齢者等の利用に配慮した構造とする。

5.2 整備箇所

- (1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を有する建築物で、用途面積の合計が500m²以上の場合
- (2) 不特定かつ多数の者が利用する便所
- (3) 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合(1以上)
- (4) 用途面積の合計が2,000m²以上の官公庁施設等に設ける多機能便房(1以上)
- (5) 用途面積の合計が2,000m²以上の官公庁施設等に設ける便所
- (6) 用途面積の合計が2,000m²以上の官公庁施設等(遊技場を除く)に設ける便所

5.3 整備内容

(1) 多機能便房の設置(用途面積 $\geq 500\text{m}^2$)

用途面積 $\geq 500\text{m}^2$ の建築物には、1)のア)からキ)に定める基準に適合する「多機能便房」を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。

1) 多機能便房

ア) 床面積及び配置

表 5-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 直径150cm以上の円が内接できる床面積を確保すること。
●基準に適合する整備内容	① 便房内の配置は、車いすが転回できるよう、150cm以上の円が内接できる床面積を確保した配置とすること。(P55 図5-1 参照) ② 便房内には確認ランプ付非常ボタンを設けること。出入口の廊下に非常呼出ランプを、管理室等に警報盤を設置すること。 ③ 非常ボタンは、便座に腰掛けた状態で、手が届く位置に設けること。 ④ 非常ボタンを点字で表示すること。
◎望ましい整備内容	① 複数便房がある場合は、右勝手、左勝手両タイプを設置する。 ② 前向きに進入するタイプの洋式便器の位置は、入口正面に設置し、右又は左からの側面移乗もできるようにする。 ペーパーホルダーは、前向き利用でも後ろ向き利用でも便器に腰掛けたままで利用できるように設け、洗浄用押しボタンは便器の前後2ヶ所に設ける。 ③ 便房内には、荷物置き、衣装掛けを設ける。 ④ P55 図5-1、P129 第3章 図5-3 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

5. 便所

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (5項 便所)

建築物

イ)便座等

表 5-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 腰掛け便座で、両側には手すりを設置し、そのうち1以上の手すりは可動式とすること。
●基準に適合する整備内容	① 便器は、前面のトラップ部分に車いすのフットレストが当たりにくい型とすること。 ② 便座の高さ(ふたのない状態)は、40~45 cmとすること。
◎望ましい整備内容	① ペーパーホルダーは、ワンタッチ式のものとする。 ② 可動式手すりは、跳ね上げ式とする。 ③ 温水洗浄便座の操作スイッチは、便座ではなく、壁に設置する。 ④ センサー式自動洗浄便器使用の場合は手をかざす位置を点字で表示する。 ⑤ 便座のふたは設置しない。 ⑥ 背もたれを付け、背もたれの位置は便座最後部に合わせる。ただし、背もたれ部分にタンクがある場合は、背もたれは不要。 ⑦ 介護者からの視線を遮るための、カーテンを設ける。 ⑧ 幼児・児童用の便器を設ける。 ⑨ P129 第3章 図5-3、P130 第3章 図5-4参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

ウ)出入口の幅員

表 5-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 多機能便房の出入口の幅員(内法) $\geq 90\text{ cm}$ (※1) ※1 車いすが通過できる寸法は80 cmであるが、車いすがやや斜めに入る場合のため、80 cmよりも余裕をみる。
●基準に適合する整備内容	① P55 図5-1参照
◎望ましい整備内容	① 戸の開閉がしやすいように、袖壁を設置する。(P55 図5-1参照)
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

エ)戸の仕様

表 5-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 多機能便房の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。
●基準に適合する整備内容	① 取っ手及び鍵は、レバー式など操作性のよいものにすること。(P118 第3章 図1-2参照)
◎望ましい整備内容	① 自動式引き戸が最も望ましい。これに引き戸、内開き戸の順とする。
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

5. 便所

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (5項 便所)

建築物

オ)段差

表 5-5

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① 床には、移動する際に支障となる段差(※1)を設けないこと。</p> <p>※1 高低差が1~2cm程度で丸みを持つ段、又はすりつけを行った段以外の段をいう。</p>
●基準に適合する整備内容	① P32 図1-3参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

カ)洗面器又は手洗い器

表 5-6

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 洗面器又は手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式など操作が容易な給水栓を備えた洗面器又は手洗い器を1以上設けること。
●基準に適合する整備内容	① 車いすの移動に必要な幅員を確保するよう、便座の前に手洗い器を設置しないこと。
◎望ましい整備内容	① 便房と洗面器と手洗い器の付近には、手荷物棚等を設ける。
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

キ)表示

表 5-7

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 多機能便房を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該多機能便房のある出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示すること。
●基準に適合する整備内容	<p>① 多機能便房を設置している便所は、誰でも使用できることを表示すること。</p> <p>② 高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見えやすく理解しやすいものとすること。(P131 第3章 図5-8参照)</p>
◎望ましい整備内容	<p>① 出入口の表示、男女及び多機能便房の別の表示を、点字や浮き彫り、音声等視覚以外の情報で行う。</p> <p>② 男女の識別及び多機能便房設置便所であることを、当該便所の出入口付近の手すりに点字で明記し、出入口付近の壁面には、目の高さでコントラストのはっきりした大きな図柄で表示する。(P162 第3章「(県内事例)1.便所」参照)</p> <p>③ P142 第3章 表15-1、P143 第3章 表15-2参照</p>
○バリアフリー新法(誘導基準)	<p>① 移動円滑化の措置がとられた便所の付近には、当該施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。</p> <p>② ①の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。 【誘導基準省令14条】</p>

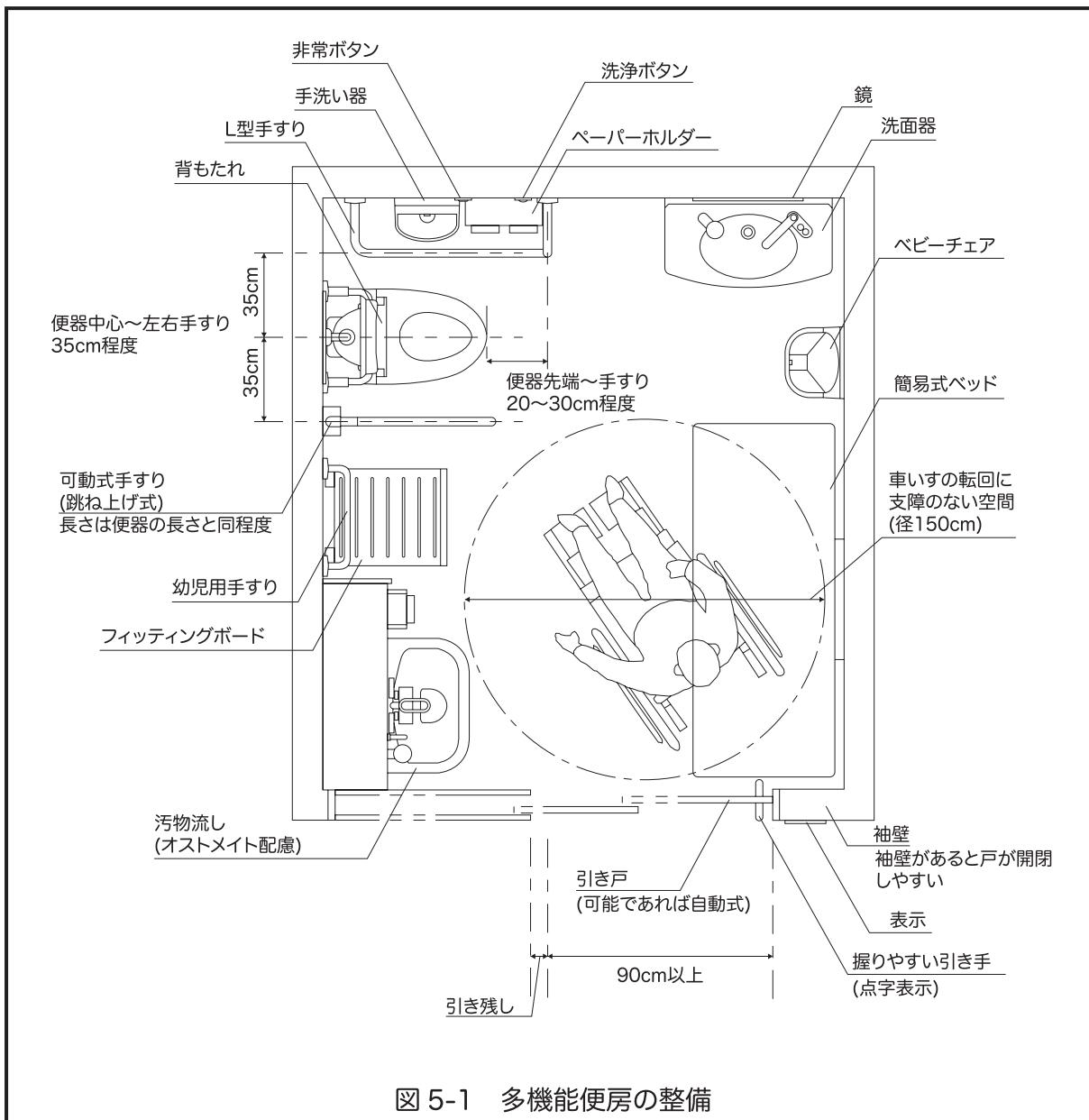


図 5-1 多機能便房の整備

2)多機能便房のある便所

ア)出入口の幅員

表 5-8

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 多機能便房のある便所の出入口の幅員(内法) $\geq 90\text{ cm}$ (※1) ※1 車いすが通過できる寸法は80cmであるが、車いすがやや斜めに入る場合のため、80cmよりも余裕をみる。
●基準に適合する整備内容	① P128 第3章 図5-2参照
◎望ましい整備内容	① 戸の開閉がしやすいように、袖壁を設置する。(P55 図5-1 参照)
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 便所の出入口の幅 $\geq 80\text{ cm}$ 【誘導基準省令9条】

5. 便所

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (5項 便所)

建築物

イ)戸の仕様

表 5-9

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 多機能便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。
●基準に適合する整備内容	① 取っ手及び鍵は、レバー式など操作性のよいものにすること。 (P118 第3章 図1-2参照)
◎望ましい整備内容	① 自動式引き戸が最も望ましい。これに引き戸、内開き戸の順とする。
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造としつつ、その前後に高低差がないこと。 【誘導基準省令9条】

(2)手すり等設置便房の設置(不特定かつ多数のものが使用する便所)

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。

1)手すり等設置便房

ア)便座等

表 5-10

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 腰掛け便座、手すり等が適切に配置されている便房(※1)を便所の出入口に近い位置に設けること。 ※1 (1)に規定される便所以外のものについても、腰掛け便座及び手すりのついた便房の設置を規定している。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① 外来者の利用の多い建築物では、車いす使用者が使用できる便房を1以上設置する。 ② 和式便器を設ける場合は、立ち上がりを容易にするための手すりを設ける。 ③ 洋式便器を設置する箇所の壁付けのL型手すりについては、縦手すりの芯までを便座の先端から前方へ20~30cmとする。壁付けの手すりの芯から便座中心までの距離は、35cm程度を目安とする。(P55 図5-1、P130 第3章 図5-4参照) ④ 背もたれを付け、背もたれの位置は便座最後部に合わせる。ただし、背もたれ部分にタンクがある場合は、背もたれは不要。 ⑤ 便座のふたは設置しない。 ⑥ 温水洗浄便座の操作スイッチは、便座ではなく、壁に設置する。
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 腰掛け便座及び手すりの設けられた便房を1以上設けること。 【誘導基準省令9条】

5. 便所

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (5項 便所)

建築物

イ)出入口の幅員

表 5-11

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 多機能便房を設けていない建築物にあっては、手すり等設置便房の出入口及び当該手すり等設置便房のある便所の出入口の幅員(内法) $\geq 80\text{ cm}$
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① (1)の多機能便房を設けている建築物であっても、幅員(内法) $\geq 80\text{ cm}$
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

ウ)表示

表 5-12

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該便房のある出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示すること。
●基準に適合する整備内容	① 高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見えやすく理解しやすいものとすること。(P131 第3章 図5-8 参照)
◎望ましい整備内容	① 出入口の表示、男女の別の表示を、点字や浮き彫り、音声等視覚以外の情報で行う。 ② 男女の識別を、当該便所の出入口付近の手すりに点字で明記し、出入口付近の壁面には、目の高さでコントラストのはっきりした大きな図柄で表示する。(P162 第3章「(県内事例)1. 便所」参照) ③ P142 第3章 表15-1、P143 第3章 表15-2 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

2)手すり等設置便房のある便所

ア)出入口の幅員

表 5-13

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 多機能便房を設けていない建築物であっても、当該手すり等設置便房のある便所の出入口の幅員(内法) $\geq 80\text{ cm}$
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① (1)の多機能便房を設けている建築物であっても、幅員(内法) $\geq 80\text{ cm}$
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

5. 便所

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (5項 便所)

建築物

イ)洗面器

表 5-14

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 洗面器を設ける場合は、レバー式、光感知式など操作が容易な給水栓及び手すりを備えた洗面器を1以上設けること。
●基準に適合する整備内容	① 手すりは洗面器の左右手前に5cm程度離し、洗面器上器から2cm程度高い位置に設置すること。
◎望ましい整備内容	① 便房と洗面器の付近には手荷物棚等を設ける。 ② 幼児・児童用の洗面器を設置する。 ③ P130 第3章 図5-5、P131 第3章 5-6参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

ウ)手洗い器

表 5-15

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式など操作が容易な給水栓を備えた手洗い器を1以上設けること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

エ)段差

表 5-16

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 床には、移動する際に支障となる段差(※1)を設けないこと。 ※1 高低差が1~2cm程度で丸みを持つ段、又はすりつけを行った段以外の段をいう。
●基準に適合する整備内容	① P32 図1-3参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

5. 便所

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (5項 便所)

建築物

(3)男子用小便器のある便所

表 5-17

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 不特定多数の者が利用する男子用小便器を設ける場合、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ $\leq 35\text{ cm}$ のものに限る)、その他これらに類する小便器で手すり等が適切に設置された小便器を便所の出入口に近い位置に設けた便所を、1以上設けること。
●基準に適合する整備内容	① 両側の手すりの高さは、80cm、間隔は60cm程度とすること。 ② 前面の手すりの高さは、110cm程度とすること。 ③ 両側の手すりには、立位保持の困難な障害者・高齢者等が、両手を自由に使うことができるよう身体をあずける事が可能な奥行きを持つ部分を設けること。 ④ P59 図5-2 参照
◎望ましい整備内容	① 手すりの材質は、屋内であれば木製、屋外・便所・浴室では樹脂などで被覆している手すりとする。 ② 手すりの直径は、つかみやすい太さとする。
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ $\leq 35\text{ cm}$ のものに限る)、その他これらに類する小便器を1以上設けること。 【誘導基準省令9条】

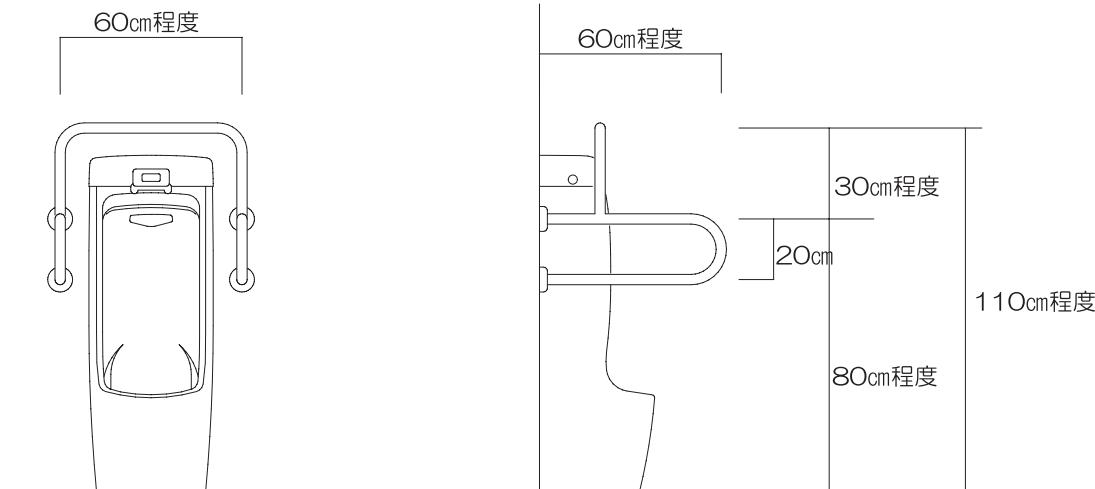


図 5-2 男子用小便器の手すりの設置

5. 便所

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (5項 便所)

建築物

(4)用途面積 $\geq 2,000\text{m}^2$ の官公庁施設等の多機能便房(簡易式ベッド)

表 5-18

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① 官公庁施設等(※1)で、用途面積の合計が$2,000\text{m}^2$以上の建築物に設けられる(1)に定める多機能便房のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときには、それぞれ1以上)の多機能便房には、簡易式ベッドを設けること(※2)。</p> <p>※1 官公庁施設、医療施設、文化施設、集会場等、宿泊施設、娯楽施設、展示施設、店舗、スポーツ施設及び複合施設</p> <p>※2 おむつの交換時や体の不自由な人の衣服の着脱時等、幅広い利便性に配慮したもの。</p>
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	<p>① $2,000\text{m}^2$未満の建築物の便房にも簡易式ベッドを設ける。</p> <p>② 介護者からの視線を遮るための、カーテンを設ける。</p> <p>③ 転落防止のためのベルトを設ける。</p> <p>④ P132 第3章 図5-9参照</p>
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

(5)用途面積 $\geq 2,000\text{m}^2$ の官公庁施設等の便所(オストメイト(※1)対応設備)

官公庁施設等で、用途面積の合計が $2,000\text{m}^2$ 以上の建築物に、不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときには、それぞれ1以上)を設けること。

※1 人工こう門又は人工ぼうこうを造設している者。

1)洗浄設備等

表 5-19

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① パウチ等を洗浄する設備、荷物を置くための棚その他の設備及び、2以上の衣服をかけるための金具等を設けたオストメイトのための洗浄設備等を設けること。</p>
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P133 第3章 表5-1、P134 第3章 図5-10 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	<p>① 多数の者が利用する便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房を設けること。 【誘導基準省令9条】</p>

5. 便所

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (5項 便所)

建築物

2)表示

表 5-20

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① オストメイトのための洗浄設備等を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該便所のある出入口付近に見やすい方法により表示すること。
●基準に適合する整備内容	① 高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見えやすく理解しやすいものとすること。(P131 第3章 図5-8 参照)
◎望ましい整備内容	① 出入口の表示、男女及びオストメイト対応便所の別の表示を、点字や浮き彫り、音声等視覚以外の情報で行う。 ② 男女の識別及びオストメイト対応便所であることを、当該便所の出入口付近の手すりに点字で明記し、出入口付近の壁面には、目の高さでコントラストのはっきりした大きな図柄で表示する。 ③ P142 第3章 表15-1、P143 第3章 表15-2 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

(6)乳幼児対応便所の設置(用途面積 $\geq 2,000\text{m}^2$ の官公庁施設等(遊技場は除く))

官公庁施設等(遊技場は除く)で、用途面積の合計が $2,000\text{m}^2$ 以上の建築物に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときには、それぞれ1以上)設けること。

1)乳幼児いす等のある便房

表 5-21

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備のある便房を1以上設けること(※1)。 ※1 子育て世代の人等に配慮したもの。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P135 第3章 図5-11 参照 ② P164 第3章 「(県内事例)1. 多機能便房」参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

ア)表示

表 5-22

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 乳幼児いす等のある便房の出入口には、当該設備が設置されている旨を適切な方法で表示すること。
●基準に適合する整備内容	① 高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見えやすく理解しやすいものとすること。(P131 第3章 図5-8 参照)
◎望ましい整備内容	① 出入口の表示、乳幼児いす等のある便房の表示を、点字や浮き彫り、音声等視覚以外の情報で行う。 ② P142 第3章 表15-1、P143 第3章 表15-2 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

5. 便所

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (5項 便所)

建築物

2)乳幼児いす等のある便房のある便所

ア)表示

表 5-23

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	①当該便房のある便所の出入口には、当該設備が設置されている旨を適切な方法で表示すること。
●基準に適合する整備内容	①高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見えやすく理解しやすいものとすること。(P131 第3章 図5-8 参照)
◎望ましい整備内容	①出入口の表示、男女及び乳幼児いす等設置便房のある別の表示を、点字や浮き彫り、音声等視覚以外の情報で行う。 ②男女の識別及び乳幼児いす等のある便所であることを、当該便所の出入口付近の手すりに点字で明記し、出入口付近の壁面には、目の高さでコントラストのはっきりした大きな図柄で表示する。 ③P142 第3章 表15-1、P143 第3章 表15-2 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

6.1 基本的な考え方

車いす使用者等が、各種の施設を利用する場合、有効な移動手段として、自動車が利用されることが多い。駐車場を設ける場合、全駐車台数に応じて車いす使用者用駐車施設、また1以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設を建築物の出入口に近接して設ける。

これらの施設から、建築物の出入口に至る通路は、車いす使用者等が通りやすいように配慮する。

6.2 整備箇所

- (1) 幅員350cm以上の車いす使用者用駐車施設の設置台数
- (2) 幅員250cm以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設の設置台数
- (3) 優先駐車施設(※1)から施設の出入口までの距離
※1 車いす使用者用駐車施設及び移動に配慮が必要な人のための駐車施設をいう。
- (4) 優先駐車施設の表示方法
- (5) 施設の出入口から優先駐車施設に至る通路(1以上)

6.3 整備内容

(1) 車いす使用者用の駐車施設

表 6-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① 不特定かつ多数の者が利用する駐車場には、幅員350 cm以上(※1)の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>車いす使用者用駐車施設の数は、 全駐車台数≤200台の場合、2%以上 全駐車台数>200台の場合、1%+2台以上 (当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、端数又は当該数を1に切り上げる)とする。</p> <p>※1 車体幅210 cmに車いす使用者の乗降幅140 cmを加えた幅で、車いす使用者の乗降に必要な幅である。</p>
●基準に適合する整備内容	① P64 図 6-1 参照
◎望ましい整備内容	① 上記条例に基づく整備基準の他、車いす使用者用駐車施設の数は、建物の利用目的や使用頻度等を考慮して決定する。
○バリアフリー新法(誘導基準)	<p>① 多数の者が利用する駐車場には、全駐車台数≤200台の場合は当該駐車台数の2%以上、全駐車台数>200台の場合は当該駐車台数の1%+2以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。 【誘導基準省令12条】</p>

6. 駐車場

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (6項 駐車場) 建築物

(2) 移動に配慮が必要な人のための駐車施設

表 6-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 不特定かつ多数の者が利用する駐車場で、全駐車台数 ≥ 50 台の場合、(1)に定める車いす使用者用駐車施設のほかに、幅員250cm以上の、移動に配慮が必要な人のための駐車施設を1以上設けること。
●基準に適合する整備内容	① P64 図 6-1 参照
◎望ましい整備内容	① 上記条例に基づく整備基準の他、移動に配慮が必要な人のための駐車施設の数は、建物の利用目的や使用頻度等を考慮して決定する。
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

(3) 優先駐車施設から施設の出入口までの距離

表 6-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 優先駐車施設は、当該優先駐車施設へ通ずる「1.出入口」に定める構造の出入口から当該優先駐車施設への距離が、できるだけ短くなる位置に設けること(※1)。 ※1 車いす使用者等の移動距離をできるだけ短くして、安全と利便を配慮すること。
●基準に適合する整備内容	① 優先駐車施設は、水平部分に設けること。 ② P64 図 6-1 参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

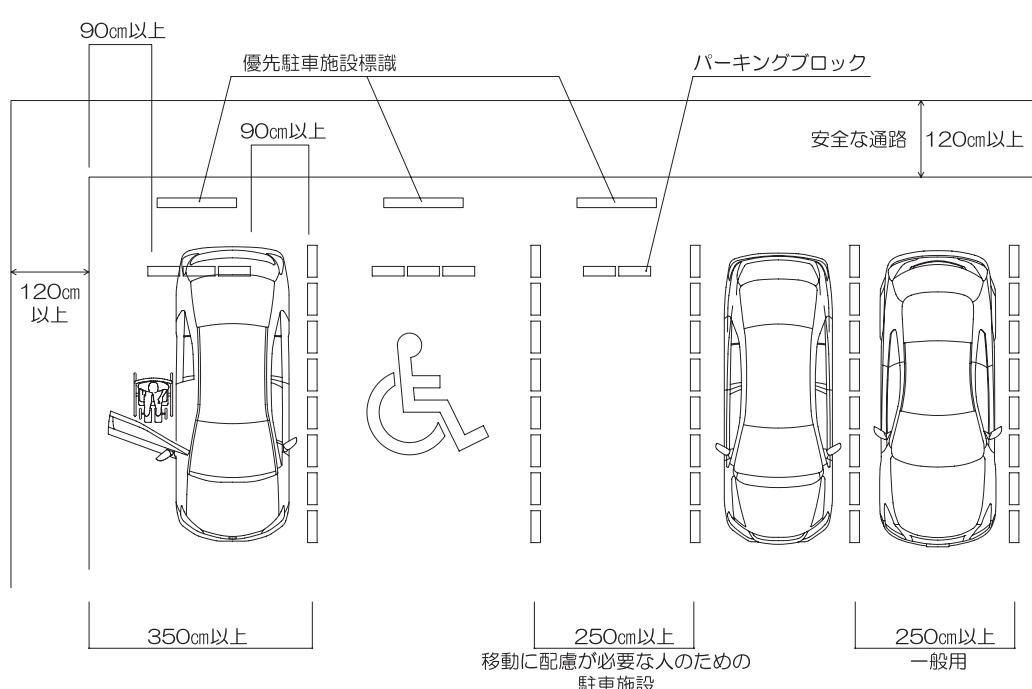


図 6-1 優先駐車施設の区画

6. 駐車場

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (6項 駐車場)

建築物

(4)優先駐車施設の表示

表 6-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 優先駐車施設である旨を、見やすい方法により表示すること。
●基準に適合する整備内容	① 自動車が駐車すると隠れてしまう所のみでなく、立て看板等の見やすい方法により表示すること。 ② P64 図 6-1 参照
◎望ましい整備内容	① 進入路には、優先駐車区画が設置されていることがわかる標識を設ける。(P136第3章 図6-1参照) ② P136第3章 図6-2参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 移動円滑化の措置がとられた駐車場の付近には、当該施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。 ② ①の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)でなければならない。 【誘導基準省令14条】

(5)施設の出入口から優先駐車施設に至る通路の構造

優先駐車施設へ通ずる「1.出入口」に定める構造の出入口から、当該施設に至る駐車場内の通路は、「7.敷地内の通路」の(1)(3)及び(4)に定める構造とすること。

表 6-5

項目	内容
◎望ましい整備内容	① 優先駐車施設及び優先駐車施設から当該施設の出入口までの通路の部分には、屋根等を設置する。(P165 第3章 「(県内事例) 2.ターミナルビルへの通路」参照)
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 道等から案内設備又は案内所までの主たる経路は、視覚障害者が円滑に移動できる経路(※1)にしなければならない。 【誘導基準省令16条】 ※1 視覚障害者が円滑に移動できる経路については、政令21条参照。

7. 敷地内の通路

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (7項 敷地内の通路) 建築物

7.1 基本的な考え方

道路から建築物の出入口に至る通路や、同一敷地内にある建築物間の通路は、必要な幅員を確保し、高低差が生じる場合は傾斜路等により段差を解消するなど配慮して、障害者、高齢者等すべての人が安全に利用できるようにする。

道路から主要な出入口までの通路には、視覚障害者等に配慮した標識等を設けて、適切な案内や誘導等を行う。

7.2 整備箇所

- (1) 床仕上げ
- (2) 段差を設ける場合
- (3) 排水溝を設ける場合
- (4) 直接地上へ通ずる各出入口から道等又は優先駐車施設に至る敷地内の通路(1以上)
- (5) 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路(1以上)
- (6) 敷地内の通路に設置される傾斜路及びその踊り場

7.3 整備内容

(1)床仕上げ

表 7-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 【誘導基準省令 11 条】

(2)段差を設ける場合

段差を設ける場合、「3.階段」(1)の1)から4)までに定める構造とすること。

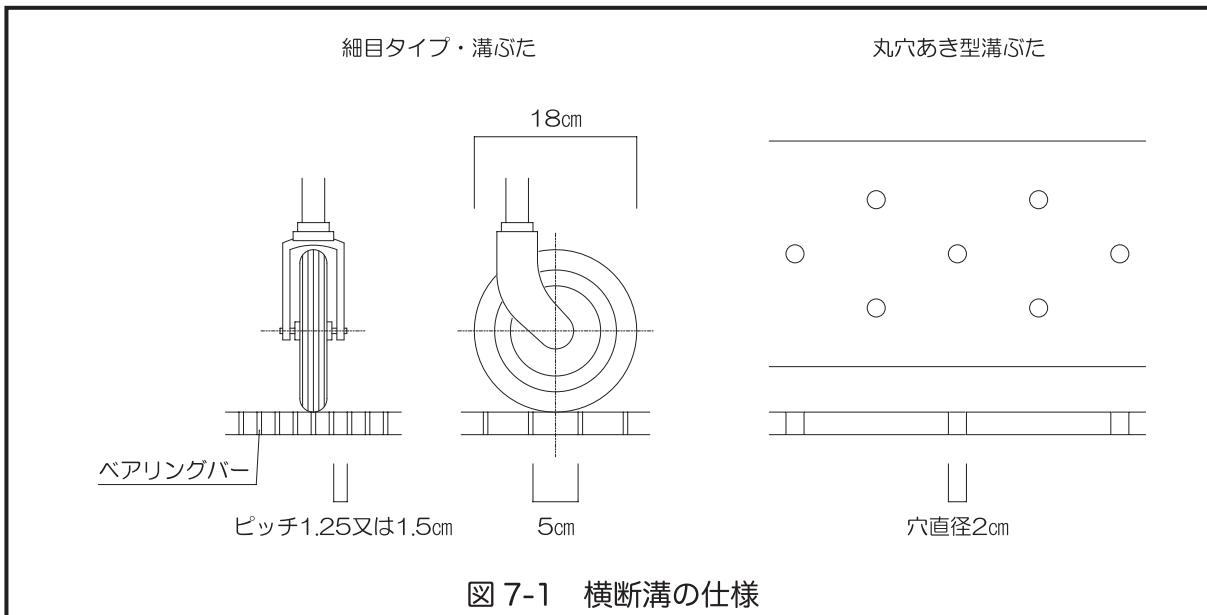
(3)排水溝

表 7-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 排水溝を設ける場合は、溝ふたは、滑りにくい仕上げとし、車いすのキャスター、つえ等が落ち込まない構造(※1)とすること。 ※1 溝ふたは、目が粗いと、車いすのキャスターや杖が落ちて危険である。
●基準に適合する整備内容	① 溝ふたは、格子型の場合、短辺方向1.5 cm以下、長辺方向5 cm以下とすること。(P67 図 7-1 参照)
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

7. 敷地内の通路

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (7項 敷地内の通路) 建築物



(4)直接地上へ通ずる各出入口から道等又は優先駐車施設に至る敷地内の通路の構造
道等(※1)又は優先駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、
次に定める構造とすること。

ただし、地形の特殊性により、下記の構造とすることが著しく困難であり、又は、直接地上へ通
ずる「1.出入口」に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口か
ら道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。

※1 直接地上へ通ずる「1.出入口」に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地の接する道若しくは空地。

1)幅員

表 7-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 通路の幅員 $\geq 120\text{ cm}$ (※1) ※1 通路を車いすが通行しやすく、人が横向きになれば、車いすとすれ違 える寸法
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P158 第3章 図1-3参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 通路の幅員 $\geq 180\text{ cm}$ (※1)(段がある部分と傾斜路を除く) 【誘導基準省令11条】 ※1 車いす同士が行き違える寸法

7. 敷地内の通路

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (7項 敷地内の通路) **建築物**

2)高低差の処理

表 7-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 高低差がある場合は、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場、又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。 【誘導基準省令11条】

3)車いすの転回

表 7-5

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

4)戸の仕様

表 7-6

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造、又はその他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差がないこと。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① 自動式引き戸が最も望ましい。これに引き戸、内開き戸の順とする。
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 【誘導基準省令11条】

(5)視覚障害者を誘導する装置等の設置

建築物の直接地上へ通ずる「1.出入口」に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内通路は、次に定める構造とする。ただし、共同住宅等の共用部分及び自動車車庫を除く。

7. 敷地内の通路

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (7項 敷地内の通路) **建築物**

1) 誘導用床材及び注意喚起用床材

表 7-7

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置、その他これに代わる装置を設けること。
●基準に適合する整備内容	① 色調は、他の部分と対比できる明度の差の大きいものとすること。 ② 形状は点や線の高さ、形等がJIS規格化されたものを使用すること。(P155 第3章 図1-6 参照) ③ 材質は、十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを使用すること。
◎望ましい整備内容	① 敷地が複数の道路に接する場合には道路から各建物入口までの経路に誘導用床材と注意喚起用床材を適切に敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設ける。 ② 色は黄色とする。 ③ P137 第3章 図7-1、図7-2 参照 ④ P152 第3章「誘導用・注意喚起用床材」参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 道等から案内設備又は案内所までの主たる経路は、視覚障害者が円滑に移動できる経路(※1)にしなければならない。 【誘導基準省令16条】 ※1 視覚障害者が円滑に移動できる経路については、政令21条参照。

2) 注意喚起用床材

表 7-8

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段差の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
●基準に適合する整備内容	① 注意喚起用床材の色調は、他の部分と対比できる明度の大きいものとすること。 ② 形状は点や線の高さ、形等がJIS規格化されたものを使用すること。(P155 第3章 図1-6 参照) ③ 材質は、十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを使用すること。
◎望ましい整備内容	① 色は黄色とする。 ② P137 第3章 図7-1、図7-2 参照 ③ P152 第3章「誘導用・注意喚起用床材」参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

(6) 傾斜路等の構造

敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊り場は、「2.廊下等」の(5)の1)から5)まで及び7)に定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとすること。

8. 客室

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (8項 客室)

建築物

8.1 基本的な考え方

ホテル、旅館等宿泊機能を持つ建築物については、車いす使用者等の利用に配慮した客室を設置する。これに併せ、客室以外の部分にも要件に応じて考慮する。

8.2 整備箇所

(1) 客室(1以上)

8.3 整備内容

(1)客室

宿泊施設等の客室のうち、1以上の客室は、次に定める基準に適合するものとする。

1)出入口の幅員

表 8-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 出入口の幅員(内法) $\geq 80\text{ cm}$
●基準に適合する整備内容	① P71 図 8-1 参照
◎望ましい整備内容	① 出入口の幅員(内法) $\geq 90\text{ cm}$ ② 戸の開閉がしやすいように、袖壁を設置する。
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 出入口の幅 $\geq 80\text{ cm}$ 【誘導基準省令10条】

2)戸の仕様

表 8-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 出入口の戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① 部屋名等を浮き彫り、展示等により表示する。(P143 第3章 表15-2 参照) ② 自動式引き戸が最も望ましい。これに引き戸、内開き戸の順とする。
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 【誘導基準省令10条】

3)段差

表 8-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 出入口及び室内には、移動する際に支障となる段差(※1)を設けないこと。 ※1 高低差が1~2cm程度で丸みを持つ段、又はすりつけを行った段以外の段差をいう。
●基準に適合する整備内容	① P32 図 1-3 参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

8. 客室

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (8項 客室)

建築物

4)床面積

表 8-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 室内は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる床面積を確保すること。
●基準に適合する整備内容	① 室内には、車いすが転回できる直径150cm以上のスペースを設けること。(P71 図8-1 参照) また、下記の事項にも配慮すること。 (ア) ベッドの高さは床上40~45cm程度とすること。(P138 第3章 図8-1 参照) (イ) コンセント、スイッチ等は車いすで利用できる高さ及び位置に設けること。(P138 第3章 図8-2、図8-3 参照)
◎望ましい整備内容	① ベッドの両側には、140cm以上のスペースを設ける。 ② 呼出用・緊急用の屋内信号装置等配慮をする(※1)。 ③ スイッチや器具を判別できるよう点字表示等をつける(※2)。 ※1 聴覚障害者へ配慮する。 ※2 視覚障害者へ配慮する。
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

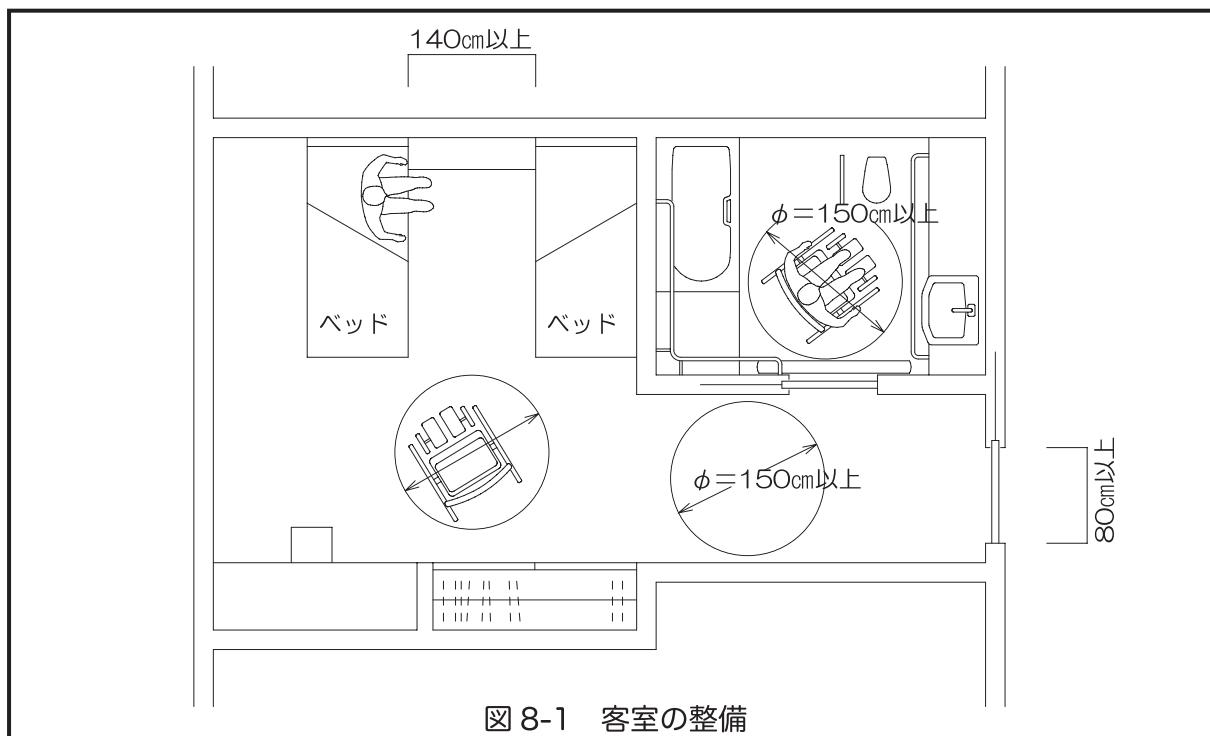


図 8-1 客室の整備

5)便所

「5.便所」の(1)の1)ア)からカ)までに定める構造の便所を設けること。

ただし、客室の総数が50未満の場合であって、客室の外部にその客室利用者の利用に供する「5.便所」の(1)に定める構造の便所を設ける場合は、この限りではない。

6)浴室

「10.浴室」に定める構造の浴室を設けること。

ただし、客室の総数が50未満の場合であって、客室の外部にその客室利用者の利用に供する「10.浴室」に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りではない。

9. 客席

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (9項 客席)

建築物

9.1 基本的な考え方

客席や観覧席を持つ建築物においては、出入口から容易に到達できるとともに、ステージやスクリーン等をみやすい位置に、車いす使用者が車いすのままで利用できる席を確保するとともに、スムーズに舞台に上がることのできる経路の確保についても配慮する。

9.2 整備箇所

- (1) 車いす使用者が利用できる区画
- (2) 客席出入口から車いす使用者が利用できる区画に至る通路(1以上)
- (3) 障害者、高齢者等が客席又は舞台のそで口から円滑に舞台に上がることができる経路の設置

9.3 整備内容

(1)車いす使用者が利用できる区画

表 9-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	<p>① 劇場、集会場、スポーツ施設等の固定式の客席には、車いす使用者が利用できる区画\geq席数÷200の人数分区画の数を設けること。(当該数が1未満の端数を生じたとき、又は1未満の場合、1に切り上げ)</p> <p>② 車いす使用者が利用する各席の区画は、車いす使用者1人につき、間口\geq90cm、奥行き\geq150cm かつ、床は、水平すること。</p>
●基準に適合する整備内容	① P73 図9-1 参照
◎望ましい整備内容	① 磁気ループその他の聴覚障害者に配慮した装置を設ける。 (P143 表 15-2 「2.磁気ループの設置等聴覚障害者への配慮」参照)
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

(2)客席出入口から車いす使用者が利用できる区画に至る通路

客席の「1.出入口」に定める構造の出入口から、(1)の区画に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。

1)幅員

表 9-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 幅員(内法) \geq 120cm
●基準に適合する整備内容	① P73 図9-1 参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

2)高低差

高低差がある場合においては、「2.廊下等」(5)の1)から3)まで及び5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。

9. 客席

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (9項 客席)

建築物

(3)舞台に上がることができる経路

表 9-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 障害者、高齢者等が客席又は舞台そで口から円滑に舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上設けること。
●基準に適合する整備内容	① P73 図9-1 参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

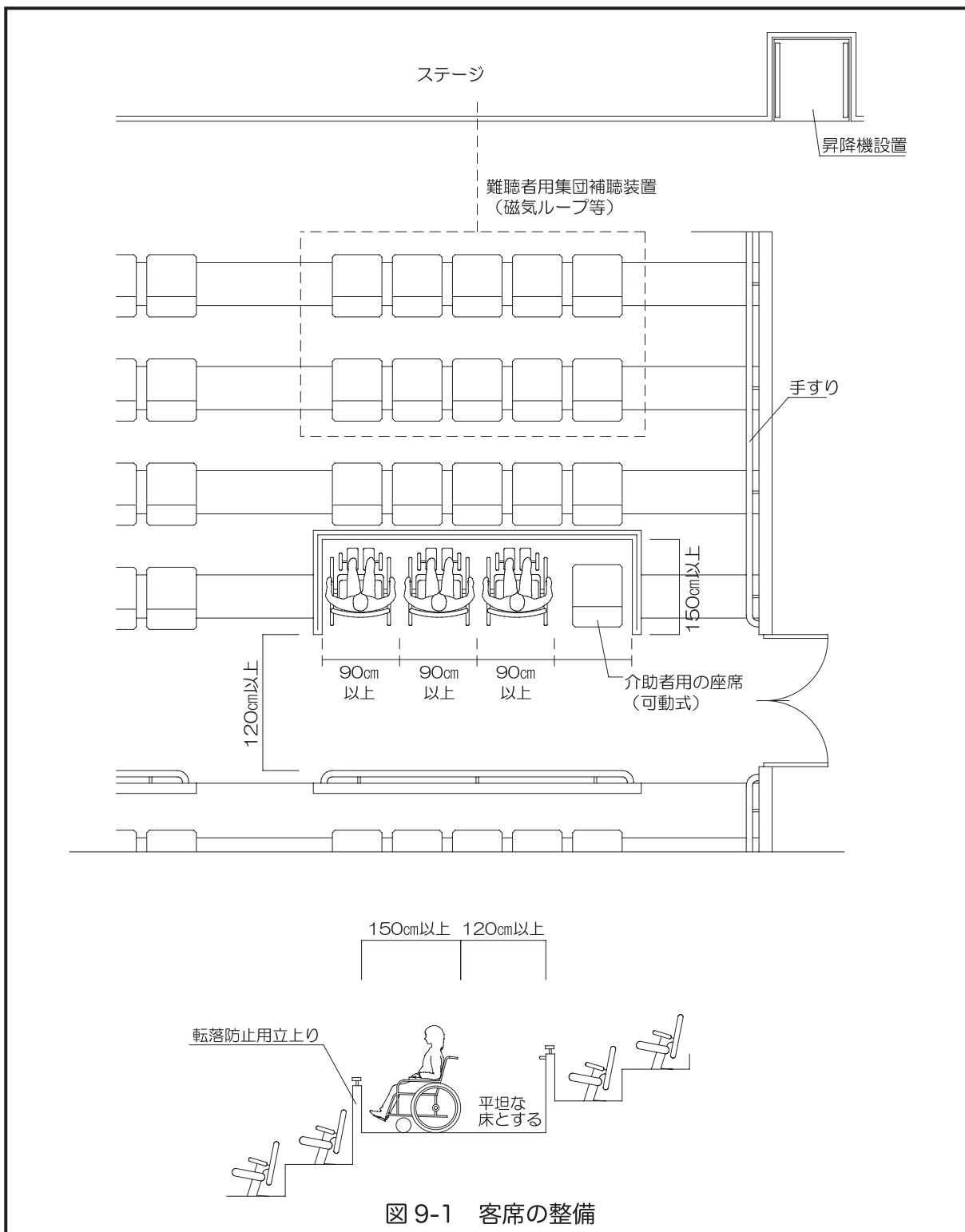


図 9-1 客席の整備

10.1 基本的な考え方

浴室は、障害者、高齢者等にとって転倒など危険性の高い場所である。このため、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができるよう、出入口の幅の確保、段差の解消、浴槽や洗い場等の手すりの設置、操作しやすい水洗器具の設置などの配慮をする。

10.2 整備箇所

(1) 浴室(1以上)

10.3 整備内容

(1)浴室

宿泊施設、社会福祉施設、医療施設等に設ける不特定かつ多数の者が利用する浴室及び公衆浴場の浴室のうち、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあってはそれぞれ1以上の浴室)の浴室は、次に定める基準に適合すること。

1)出入口の幅員

表 10-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 出入口の幅員(内法) $\geq 80\text{ cm}$
●基準に適合する整備内容	① P139 第3章 図10-1 参照
◎望ましい整備内容	① 出入口の幅員(内法) $\geq 90\text{ cm}$
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 出入口の幅 $\geq 80\text{ cm}$ 【誘導基準省令10条】

2)段差

表 10-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 移動する際に支障となる段差(※1)を設けないこと。 ※1 高低差が1~2cm程度で丸みを持つ段、又はすりつけを行った段以外の段差をいう。
●基準に適合する整備内容	① P32 図1-3 参照
◎望ましい整備内容	① P139 第3章 図10-2 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

10. 浴室

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (10項 浴室)

建築物

3)戸の仕様

表 10-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 戸を設ける場合は、当該戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。
●基準に適合する整備内容	① 戸の材質は、割れにくいものとし、ガラスを使用する場合は、安全ガラス等を用いること。
◎望ましい整備内容	① 自動式引き戸が最も望ましい。これに引き戸、内開き戸の順とする。 ② 出入口、男女及び多目的別の表示は、点字や浮き彫りなど、触ってわかる表示とする。(P142 第3章表15-1、P143第3章表15-2参照)
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造としつつ、その前後に高低差がないこと。 【誘導基準省令10条】

4)脱衣場、洗い場、浴槽の手すり等

表 10-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 脱衣場、洗い場及び浴槽には、手すり等を適切に配置すること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① 洗い場周囲及び浴槽周囲等に、手すりを設ける。 ② 浴室には手の届く位置に非常ボタンを設置する。 ③ 浴室の回りには、2方向から介助できるスペースを設ける。 ④ 脱衣場には着替え用のベンチを設置する。 ⑤ ベンチは横になれる構造とする。 ⑥ 脱衣場には車いすでの使用に適する高さ及び位置に収納棚を設置する。 ⑦ 収納棚の下部には、車いすのフットレストが入るようにクリアランスをとる。 ⑧ 脱衣場から洗い場及び浴槽への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。 ⑨ P140 第3章図10-4参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

5)給水栓

表 10-5

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 給水栓は、レバー式等操作が容易なものとすること。
●基準に適合する整備内容	① 給水栓は、混合操作を容易にするため、サーモスタットのついたシングルレバー式とすること。
◎望ましい整備内容	① シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドは、レール式の昇降可能なものが、上下2ヶ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設ける。 ② P139 第3章図10-3、P140 第3章図10-6参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

10. 浴室

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (10項 浴室)

建築物

6)高さ

表 10-6

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 洗い場の床面から浴槽の上端までの高さは、車いす使用者等の利用に配慮した高さとすること。
●基準に適合する整備内容	① 浴槽の深さは、50cm程度、エプロンの高さは40cm程度とする。
◎望ましい整備内容	① P140 第3章 図10-4参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

11. 更衣室及びシャワー室

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (11項 更衣室及びシャワー室)

建築物

11.1 基本的な考え方

更衣室、シャワー室等を設置する場合には、出入口の構造、十分な面積の確保、腰掛台や手すり等の設置など障害者、高齢者等が円滑に利用することができるよう配慮する。また、水栓器具は安全なものとし、車いす使用者が使用する区画を設けるなど利便性も考慮する。

11.2 整備箇所

- (1) 更衣室(1以上)
- (2) シャワー室(1以上)

11.3 整備内容

(1) 更衣室

体育館、水泳場その他のスポーツ施設の利用者が利用する更衣室のうち、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときにはそれぞれ1以上)の更衣室は、次に定める基準に適合することとする。

1) 出入口の幅員

表 11-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 出入口の幅員(内法) $\geq 80\text{ cm}$
●基準に適合する整備内容	① P141 第3章 図11-1 参照
◎望ましい整備内容	① 出入口の幅員(内法) $\geq 90\text{ cm}$
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

2) 段差

表 11-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 移動する際に支障となる段差(※1)を設けないこと。 ※1 高低差が1~2cm程度で丸みを持つ段、又はすりつけを行った段以外の段差をいう。
●基準に適合する整備内容	① P32 図1-3 参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

3) 戸の仕様

表 11-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 戸を設ける場合は、当該戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。
●基準に適合する整備内容	① 戸の材質は、割れにくいものとし、ガラスを使用する場合は、安全ガラス等を用いること。
◎望ましい整備内容	① 自動式引き戸が最も望ましい。これに引き戸、内開き戸の順とする。 ② 出入口、男女及び多目的の別の表示は、点字や浮き彫りなど、触ってわかる表示とする。(P142 第3章 表15-1、P143 第3章 表15-2 参照)
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

11. 更衣室及びシャワー室

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (11項 更衣室及びシャワー室)

建築物

4)腰掛け台等

表 11-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 着替えをするための腰掛け台及び手すりを設けること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P141 第3章 図11-2 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

5)給水栓

表 11-5

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 給水栓は、レバー式等操作が容易なものとし、適切な位置に設けること。
●基準に適合する整備内容	① 給水栓は、混合操作を容易にするため、サーモスタッフのついたシングルレバー式とすること。
◎望ましい整備内容	① P140 第3章 図10-6 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

6)区画

表 11-6

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 更衣用の区画を設ける場合は1以上の区画は、車いす使用者が円滑に利用することができる床面積を確保すること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① 异性介護ができるよう、男子用女子用更衣室とは別に、障害者用更衣室を設置する。 ② 更衣室には、車いすでの使用に適する高さ及び位置に収納棚を設ける。 ③ 収納棚の下部には、車いすのフットレストが入るようにクリアランスをとる。 ④ 更衣室には、着替え用のベンチを設置する。 ⑤ ベンチは横になれる構造とする。 ⑥ P141 第3章 図11-2 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

11. 更衣室及びシャワー室

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (11項 更衣室及びシャワー室)

建築物

(2)シャワー室

体育館、水泳場その他のスポーツ施設の利用者が利用するシャワー室のうち、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときにはそれぞれ1以上)のシャワー室は、次に定める基準に適合するものとすること。

1)出入口の幅員

表 11-7

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 出入口の幅員(内法) $\geq 80\text{ cm}$
●基準に適合する整備内容	① P141 第3章 図11-1 参照
◎望ましい整備内容	① 出入口の幅員(内法) $\geq 90\text{ cm}$
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

2)段差

表 11-8

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 移動する際に支障となる段差(※1)を設けないこと。 ※1 高低差が1~2cm程度で丸みを持つ段、又はすりつけを行った段以外の段差をいう。
●基準に適合する整備内容	① P32 図1-3 参照
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

3)戸の仕様

表 11-9

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 戸を設ける場合は、当該戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。
●基準に適合する整備内容	① 戸の材質は、割れにくいものとし、ガラスを使用する場合は、安全ガラス等を用いること。
◎望ましい整備内容	① 自動式引き戸が最も望ましい。これに引き戸、内開き戸の順とする。 ② 出入口、男女及び多目的の別の表示は、点字や浮き彫りなど、触ってわかる表示とする。(P142 第3章 表15-1、P143 第3章 表15-2 参照)
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

4)腰掛け台等

表 11-10

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① シャワーを使用するための腰掛け台及び手すりを設けること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P141 第3章 図11-3 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

11. 更衣室及びシャワー室

施行規則
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (11項 更衣室及びシャワー室)

建築物

5)給水栓

表 11-11

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 給水栓は、レバー式等操作が容易なものとし、適切な位置に設けること。
●基準に適合する整備内容	① 給水栓は、混合操作を容易にするため、サーモスタッフのついたシングルレバー式とすること。
◎望ましい整備内容	① P140 第3章 図10-6 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

6)区画

表 11-12

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① シャワー用の区画を設ける場合は1以上の区画は、車いす使用者が円滑に利用することができる床面積を確保すること。
●基準に適合する整備内容	① 床面は滑りにくい仕上げとすること。 ② シャワーは、原則としてハンドシャワーとし、シャワーヘッドは、昇降可能なものか、上下2ヶ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けること。
◎望ましい整備内容	① 异性介護ができるよう、障害者用シャワー室を設置する。 ② シャワー室には、手の届く位置に非常ボタンを設置する。 ③ P141 第3章 図11-3 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

12. カウンター及び記載台

施行規則

別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (12項 カウンター及び記載台)

建築物

12.1 基本的な考え方

カウンター、記載台を設置する場合は、車いす使用者等が円滑に利用できるよう高さや下部スペース等を配慮する。

12.2 整備箇所

(1) カウンター及び記載台(1以上)

12.3 整備内容

(1) カウンター及び記載台

1) 高さ

表 12-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 不特定かつ多数の者が利用するカウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとすること。
●基準に適合する整備内容	① 記載用等のカウンターの高さは、床上70cm程度とすること。 (P81 図 12-1 参照)
◎望ましい整備内容	① 既存建築物は、車いす使用者等の利用のため移動式の記載用等カウンターを別に設ける等の方法を講じる。
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

2) 下部空間

表 12-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① カウンター及び記載台の下部には、車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。
●基準に適合する整備内容	① 下部空間はひざやアームレストが当たらないようにすること。 (P81 図 12-1 参照)
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

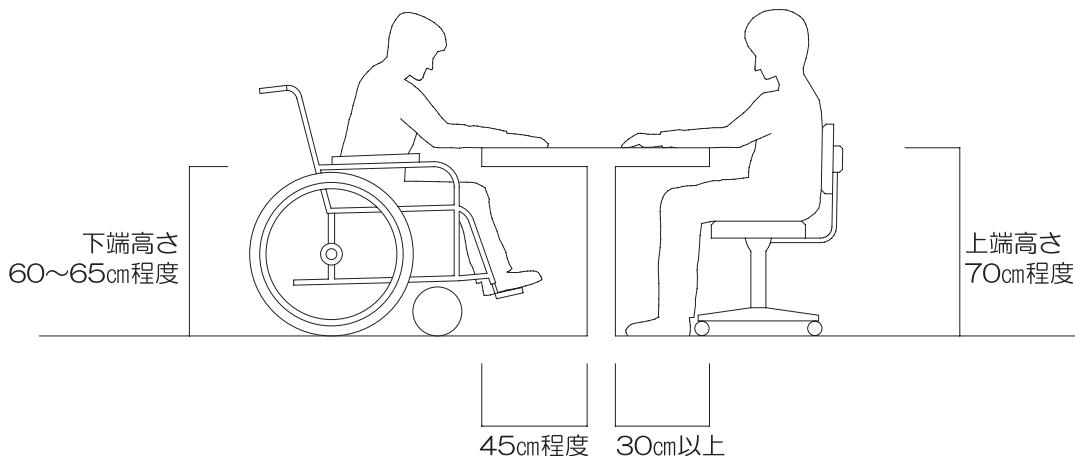


図 12-1 カウンター及び記載台の整備

13.1 基本的な考え方

公衆電話台を設置する場合は、車いす使用者、聴覚障害者、高齢者等及び幼児・児童等が円滑に利用できるように配慮する。

13.2 整備箇所

(1) 公衆電話台(1以上)

13.3 整備内容

(1)公衆電話台

1)高さ

表 13-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 公衆電話台を設ける場合は、1以上の台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとすること。
●基準に適合する整備内容	① ダイヤルの中心線の高さは、床上100cm程度とすること。 (P82 図 13-1 参照)
◎望ましい整備内容	① 聴覚障害者の音量調整装置付電話機や公衆ファックスをそれぞれ1以上設ける。
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

2)下部空間

表 13-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 公衆電話台の下部には、車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。
●基準に適合する整備内容	① 下部空間はひざやアームレストが当たらないようにすること。 (P82 図 13-1 参照)
◎望ましい整備内容	① P163 第3章「(県内事例)8. 公衆電話台」参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

3)公衆電話台に通ずる出入口

公衆電話台に通ずる出入口を設ける場合には、「1.出入口」に定める構造とすること。

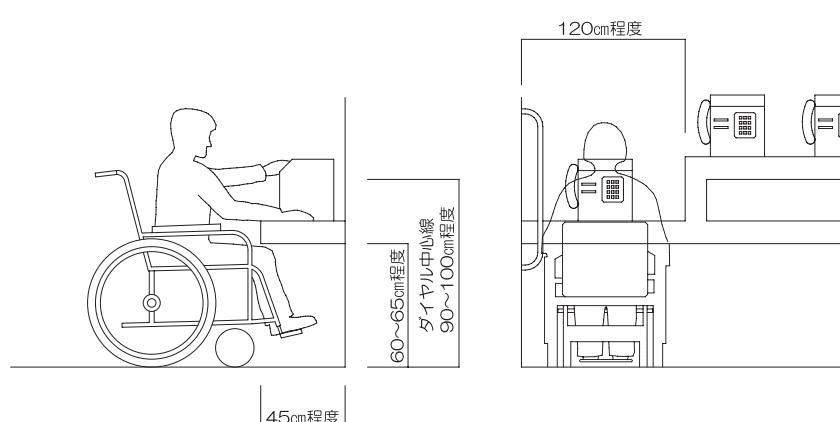


図 13-1 電話台等の整備

14.1 基本的な考え方

車いす使用者等が円滑に利用できる高さや下部空間、障害者、高齢者及び幼児・児童等でも操作の容易な器具の設置などに配慮する。

14.2 整備箇所

(1) 水飲み場(1以上)

14.3 整備内容

(1)水飲み場

1)高さ

表 14-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	①水飲み場を設ける場合には、1以上の台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとすること。
●基準に適合する整備内容	①P84 図14-1参照
◎望ましい整備内容	①噴出孔の高さは70~80cmとし、噴出孔は上向きとする。
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

2)下部空間

表 14-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	①水飲み場の下部には、車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。
●基準に適合する整備内容	①下部空間はひざやアームレストが当たらないようにすること。 (P84 図 14-1 参照)
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

14. 水飲み場

施行規則

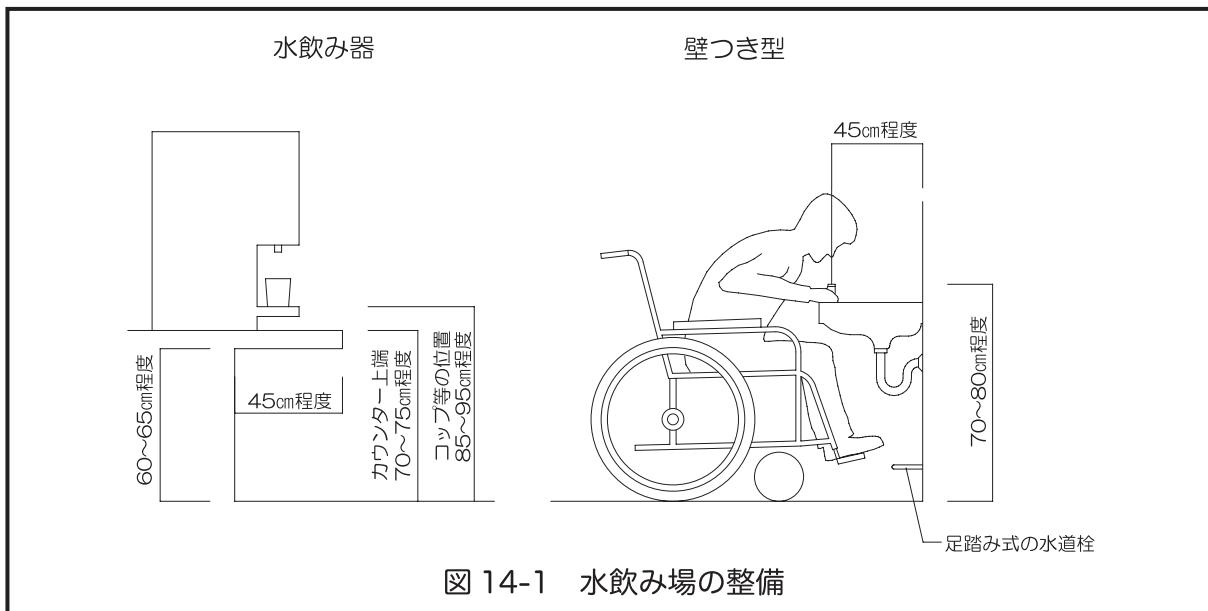
別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (14項 水飲み場)

建築物

3)給水栓

表 14-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 給水栓は、レバー式等操作の容易なものとすること。
●基準に適合する整備内容	① 給水栓は、光感知式、ボタン式、レバー式等とする。
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	—



15.1 基本的な考え方

案内板等は、障害者、高齢者及び幼児・児童等が分かりやすいように高さ、文字の大きさ、表示等に配慮し、視覚障害者も円滑に利用できるように音声での案内をする等の配慮をする。

また、車いす使用者用便所等については、どこに配置しているかが容易に分かるようなことが重要である。

宿泊施設等については、聴覚障害者に配慮した非常警報装置を設け、安全面にも配慮する。

なお案内板は、有人の案内所を設ける場合、その近接した位置に設けることが望ましい。

15.2 整備箇所

- (1) エレベーター、車いす使用者用特殊構造昇降機、便所、優先駐車施設の配置を表示した案内板等(1以上)
- (2) 案内板等
- (3) 案内所
- (4) 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した避難用誘導灯
- (5) 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した受診及び調剤の受取の表示装置

15.3 整備内容

(1)案内板の設置

官公庁施設等(※1)で、用途面積の合計 $\geq 1,000\text{m}^2$ 以上の建築物又はその敷地には、当該建築物、その敷地内の「4.昇降機」「5.便所」「6.駐車場」に定める構造施設の配置を表示した次に定める構造の案内板その他の設備を1以上設けること。(ただし、当該施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。)

※1 P60 表5-18※1参照

1)表示

表 15-1

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとすること。
●基準に適合する整備内容	① 障害者・高齢者・児童等にも見やすく、理解しやすいものとすること。
◎望ましい整備内容	① 音声による案内板を設ける場合は、聞き取りやすい場所を考慮して設置する。 ② P146 第3章 図15-5、図15-6、図15-7、P147 第3章 表15-4 参照 ③ P142 第3章 表15-1、P143 第3章 表15-2 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 【誘導基準省令15条】

15. 案内板等

施行規則

別表第2 [1の表 建築物に関する整備基準] (15項 案内板等)

建築物

2)点字等

表 15-2

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をすること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P144 第3章 図15-1、P145 第3章 図15-2、図15-3 参照 ② P142 第3章 表15-1、P143 第3章 表15-2 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法(浮き彫り、音による案内等)により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 【誘導基準省令15条】【告示第1483号】

(2)案内所

表 15-3

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 案内所を設ける場合は、(1)の規定は適用しない。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	—
○バリアフリー新法(誘導基準)	① 案内所を設ける場合には、(1)の規定は適用しない。 【誘導基準省令15条】

(3)避難用の誘導灯

表 15-4

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯、その他の視覚障害者、聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。
●基準に適合する整備内容	—
◎望ましい整備内容	① P144 第3章 表15-3 参照 ② P146 第3章 図15-7 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

(4) 病院の表示装置

表 15-5

項目	内容
◆条例に基づく整備基準	① 病院においては、受診及び調剤の受取の順の表示装置、その他 の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した装置を設けること。
●基準に適合する整備内容	① P87 図 15-1 参照
◎望ましい整備内容	① P145 第3章 図 15-4 参照
○バリアフリー新法(誘導基準)	—

